

平成17年(2005)旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成17年11月10日(木曜日)午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(65名)

1番	角 崎 浩 一	2番	日 向 一 晴
3番	伊 藤 房 代	4番	越 川 芳 男
5番	林 七 巳	6番	山 田 芳 邦
7番	向 後 悦 世	8番	景 山 岩三郎
9番	高 野 宇一郎	10番	高 木 寛
11番	石 毛 昭 夫	13番	鶴 谷 富士男
14番	滑 川 公 英	15番	嶋 田 哲 純
16番	安 藤 政 平	17番	内 田 芳 助
18番	佐 藤 章 吾	20番	柴 田 徹 也
21番	木 内 欽 市	22番	佐 藤 芳 民
23番	浪 川 光 平	24番	伊知地 直
25番	佐久間 茂 樹	26番	大久保 源 一
27番	日 下 昭 治	28番	平 野 浩
29番	齊 藤 勝 昭	30番	林 俊 介
31番	明 智 忠 直	32番	林 一 雄
33番	小 倉 輝 行	34番	菅 谷 源兵衛
35番	藤 田 昌 功	37番	相 澤 多喜壽
38番	加 瀬 義 夫	39番	木 内 兵 衛
40番	大 極 博	41番	向 後 保 夫

4 2 番 高 木 武 雄
 4 4 番 石 毛 忠 雄
 4 6 番 成 毛 秀 夫
 4 9 番 佐 藤 文 雄
 5 1 番 向 後 和 夫
 5 4 番 江波戸 邦 夫
 5 6 番 高 橋 敬
 5 8 番 木 内 茂
 6 0 番 菱 木 勘兵卫
 6 2 番 羽 田 清太郎
 6 4 番 阿 部 一 成
 6 6 番 松 木 源太郎
 6 8 番 伊 藤 鐵
 7 0 番 加 瀬 実

4 3 番 嶋 田 茂 樹
 4 5 番 岩 崎 好 治
 4 7 番 島 田 壽 雄
 5 0 番 久須美 佐 内
 5 2 番 高 橋 利 彦
 5 5 番 在 田 榮 治
 5 7 番 菅佐原 滋 之
 5 9 番 林 正一郎
 6 1 番 鈴 木 正 道
 6 3 番 伊 藤 清 昌
 6 5 番 神 子 功
 6 7 番 金 杉 佐久治
 6 9 番 林 一 哉

欠席議員（４名）

1 2 番 長谷川 喜代司
 4 8 番 向 後 忠 昭

1 9 番 宮 内 真 二
 5 3 番 嶋 田 正 治

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 委 員 会 長 伊 藤 龍 芳
 病 院 事 業 者 村 上 信 乃
 管 理 者
 総 務 課 長 増 田 雅 男
 秘 書 広 報 課 長 平 野 哲 也
 財 政 課 長 高 埜 英 俊
 市 民 課 長 小長谷 博
 保 険 年 金 課 長 増 田 富 雄
 社 会 福 祉 課 長 林 久 男

助 役 重 田 雅 行
 教 育 長 米 本 弥 榮 子
 病 院 事 務 部 長 今 井 和 夫
 新 推 進 室 政 長 加 瀬 博 夫
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 江 崎 純 敏
 環 境 課 長 堀 川 茂 博
 健 康 管 理 課 長 浪 川 敏 夫
 高 齢 者 長 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長

商工観光課長	小 田 雄 治	農水産課長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海上支所長	木 内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干潟支所長	木 内 國 利
会 計 課 長	遠 藤 純 夫	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	宮 本 英 一	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	神 原 房 雄
監 査 委 員 長	花 香 寛 源	農業委員会 農 務 局 長	野 口 徳 和
飯岡荘支配人	野 口 國 男	病院經理課長	鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事務局次長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 田 裕紀子	主 任 主 事	飯 笹 浩 一
主 事	山 崎 香 里		

開議 午前 10 時 0 分

- 議長（林 正一郎） ただいまの出席議員は64名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

- 議長（林 正一郎） 日程第 1、一般質問を行います。
-

神 子 功

- 議長（林 正一郎） 通告順により、65番、神子功議員、ご登壇願います。

（ 6 5 番 神子 功 登壇 ）

- 6 5 番（神子 功） おはようございます。平成17年旭市議会第 2 回定例会におきまして一般質問を行います。

今定例会は、新市旭市が7月1日に誕生し、伊藤市長におかれましては2回目の定例会となり、私ども議員にとりましては合併特例任期の最後の定例会を迎えました。思えば、1市3町が平成14年8月、千葉県の合併重点指定地域の指定を受け、以来幾多の問題を解決しながら、本年7月1日には合併、10月29日には合併記念式典が東総文化会館で盛大に開催されました。これまで合併の推進にご尽力をいただきました伊藤市長をはじめ関係者の皆様に、この場をおかりいたしまして改めまして心から感謝を申し上げまして、質問に移らせていただきます。

伊藤市長は、合併後の新しいまちづくりについて指針となる旭市総合計画を策定するため、市民と話し合う機会を作り、市政や地域の課題、将来のまちづくりについて市民の意見や要望を市政に反映させていこうとされております。具体的には、市内小学校区による地区懇談会、市長への手紙、旭市総合計画策定市民会議等であります。

私は、旭市総合計画が市民にとって安心して住むことができ、まちが元気になるものであ

ってほしいと願う一人であります。また、まちづくりの先頭に立たれている伊藤市長に期待して質問をするものでございます。

私は今回、文化交流について、学校教育の充実についての大きく2項目について質問をさせていただきます。

初めに文化交流についてであります。

平成17年旭市議会第1回定例会で、どなたかの一般質問で市長が答弁された中で、新しいまちづくり協働研究会ということに触れられました。これは県と新市旭市が協力して進めていくものと記憶しております。

そこで、文化交流についてのその1、新しいまちづくり協働研究会について、伊藤市長に2点お伺いいたします。

1点目、新しいまちづくり協働研究会とはどのような目的で、いつごろどのようなことからできたものか。

2点目、新しいまちづくり協働研究会は何を行っていくのか、現在の活動内容と今後の取り組みについて具体的にお示しいただきたいと存じます。

次に、コミュニケーション拠点づくりについてであります。

合併したことにより、各地域の特色を生かした魅力のあるまちづくりをしていくことが大切であり、加えて経済効果が期待できたらと考えます。そこで、新生旭市が文化交流の拠点として、旭市からの情報をテレビ報道関係者等の協力を得ながら全国に旭市の名前が響きわたるような事業を展開できたらと願い、文化交流についてその2、コミュニケーション拠点づくりについて、2点の事業について旭市総合計画に反映していただくようご提案申し上げます。

1点目、刑部岬における事業についてであります。これは、光と風をテーマとした刑部岬のロケーション、いわゆる夜景を生かした事業展開で、集客による経済効果をねらった提案となるものであります。

内容は、1、刑部岬から一望する飯岡の街明かりに「LOVE」の文字を見出したカップルは結ばれるといううわさがあります。これを年に何回か節目に、例えば正月元旦、2月14日のバレンタインデー、3月14日のホワイトデー、12月24日のクリスマスイブ、大晦日等、「LOVE」の文字が浮かび上がるようにするというものであります。

例えば、経費がかからない方法としては、市民の協力によって「LOVE」の文字が浮かび上がるよう協力をお願いする方法。経費がかかりますけれども、道路、電柱を利用してポ

イントに電光を加えて「LOVE」の文字が浮かび上がるようにする方法が考えられます。

2、刑部岬にポストを設置する。これは、願いがかなうようオリジナルポストカードを作ってそれを販売して、投函できるようにするものであります。投函した方については、その方を対象に年に何回か抽せんで地元の産物等をプレゼントする、こういう提案であります。

2点目、袋公園における事業についてであります。これは、刑部岬が光と風をテーマにしていることから、袋公園は光と影をテーマとして、これまで全国の旭大集合で交流があり、平成13年に旭市総合体育館で開演してもらった世界的に有名ないわみ神楽を一大イベントとして演出し、集客による経済効果をねらった提案となるものであります。

内容は、1、桜の名所となるこの袋公園の水面に舞台を作って、動きのあるいわみ神楽を見もらう。2、各地から見物客が訪れるための宿泊施設、民宿等の利用ができ、旭市の観光案内等、訪問客と市民とのコミュニケーションを図り、経済活動を活発にさせるというものであります。

以上ご提案申し上げましたが、市長のご所見をお伺いいたしたいと思います。

文化交流についてその3は、幼児の情操を高めるコミュニケーションづくりについてであります。

現在、旭市では、次世代育成支援行動計画に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けて鋭意努力をされております。今後この計画に沿っていろいろな施策が展開されていくわけではありますが、特に子育てのニーズとしては保育サービスの充実が望まれています。

昨年7月、旧旭市の保育所9か所でバイオリニストの日色純一さんが生の演奏を幼児に聞いてもらう催しが行われました。これは、保育行政に携わる職員と保育所の所長の幼児に対する思いから実現できたものと感謝をしております。家庭で、地域で、保育所や幼稚園など小さなうちからよいものに触れさせる機会を作るとは、子どもにとって大変大切なことであります。場合によっては、そこに親御さんとか同じものを見たり聞いたりする機会があってもと考えるものであります。

合併した今日、私はこの際、少なくとも市内保育所の幼児に対して、生に触れさせる機会をぜひ行政が積極的に作ってほしいと願うものでございます。もちろんそのためには、家庭や地域に対して情操を高めていくコミュニケーションづくりについての理解と協力がなければならぬと考えるものであります。

そこで2点お伺いいたします。

1 点目、各保育所で通常行われている、独自に対応されていることとは別に、市内全保育所において行政として文化に触れる機会を作れないものか、市長のお考えをお伺いいたします。

2 点目、地域、家庭との結び付きについて、現在取り組まれている内容について担当課長よりご答弁いただきたいと存じます。

次に、大きな 2 番目の学校教育の充実についてでございます。

最近、校長をされた方と会う機会がございました。いろいろと話をしていくうちに児童・生徒の学力について話題となりました。内容は、今の子どもたちと接触する機会があり、日本地図から茨城県と福島県はどちらが遠いのかという質問をしたそうでございますが、分からない人がいたそうでございます。携帯電話やパソコン等の操作は得意としている子どもたちが、基礎的な学力についてもっともっと身に付けてもらいたい。字を書くのも苦手で、手紙を書く必要はないと言えればそれまでだがということを漏らしておりました。

そのやさき、先月の25日火曜日の千葉日報紙で、「千葉の特産は辞書の引き方分らず、中学理科・社会になお課題」として、「生活・自然体験が不足か」のタイトルで、県内学力状況調査の結果についての内容が掲載されておりました。この調査対象は、千葉市内を除く県内の小学 5 年生と中学 2 年生のうち、任意に抽出した10%、それぞれ主要 4 教科、国語・社会・算数・理科と、5 教科の国語・社会・数学・理科・英語で今年 2 月にペーパーテストを実施したもので、調査は昨年に続いて 2 回目との内容でございました。

そこでお伺いいたします。

1 点目、旭市における学力状況についてどのような傾向にあったのか。

2 点目、基礎的な学力の向上について現在取り組まれている内容について、教育長並びに担当課長よりご答弁いただきたいと存じます。

以上で第 1 回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 神子功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 神子功議員の質問にお答えをさせていただきます。政策的なことは私の方から、そして細部にわたる問題は担当課長の方からお答えをさせていただきます。

まず、第 1 点目の文化交流について、その中での新しいまちづくり協働研究会についてどのようなものなのか、何を行っていかようとしているのか、そういったご質問でございました。

このまちづくり協働研究会でありますけれども、私は今、医療・福祉の郷、そして食の郷、交流の郷、こういったことをメインテーマに掲げて、この旭市にある素材を生かしてまちづくりをしていこうということで努力をさせていただいておりますけれども、そういったことを実現して市民に喜んでいただけるには、どうしても県の力添えをいただかなければいけない、そのような思いの中から、ちょうど合併を目前にしておりました5月に知事をはじめ県の執行部が旭市へ参りました。そういった中で、当時1市3町の首長をはじめ市の職員との座談会、懇談会が開かれたわけでございますけれども、その席で、まず県の方にこういったまちづくりを行いたいんだけれども、ぜひ県の力をかしていただきたい、そういったことに卓越した職員をぜひ派遣をといたしますか、職員の意見が聞けるような形を作っていただきたい、そんなお願いをさせていただきました。

そして、8月1日から旭市長に就任をさせていただいたわけでありまして、9月6日に市の課長を連れて県に参りました。そして、知事をはじめ県の職員の皆さん方と懇談会を持たせていただきまして、このまちづくり協働研究会のまず第一歩を踏み出させていただいたわけでありまして。

そして、この10月18日に県の方から19名ほどの職員がこちらへ来てくれました。そして、本格的なまちづくり協働研究会の第一歩を発足させたわけでございますけれども、そういった中で県の方と相談をさせていただきながら、まず11月24日には第1回のワーキンググループの会議の開催を予定しているということでございます。

細部にわたっては課長の方から答弁をさせていただきますけれども、そういった中で何をしていくのかといいますと、まず今年度末を目途に研究を進めて、その研究の成果をまとめて、そして新しい旭市の建設計画が主体でありますけれども、そういったものをこういった形で国や県の補助制度あるいはモデル地区等を含めたものとドッキングをさせて、きちんとした形でこれを実現していくのか、そういったことを研究していただきたいと思っております。

まず一例といたしましては、国土交通省でまちづくり交付金の制度があるんですけれども、そういったものに該当させていく、あるいは総務省で平成18年度に創設を予定している合併市町村の地域資源活用事業、このモデル地域に指定をいただけないかどうか、そういった有利な助成や交付金等が見込める事業について早目に手を挙げて、それに当てはめていただけるようなそういった研究をしていただきたい。そして、旭市が新市の建設計画に掲げている事業を早い段階にきちんとした形で実現ができるような努力をしていきたい、そのように考

えております。そのことを県との協働研究会の中で研究し、実現をしていくように努力していきたい、そのように考えております。

それから、飯岡のコミュニケーションの拠点づくりで、刑部岬あるいは袋公園の事業等についての提案があったわけですが、非常にいい提案をしていただきまして、これからの両地域の整備に向けて、今の神子議員からの提案をぜひ検討していきたい、そのように思っております。

まず刑部岬でありますけれども、ここはこれからの旭市の観光の拠点としてぜひ整備をしていきたい、そのように考えておりますし、同時に、この地域の皆さん方が非常にやる気を持っております。ちょうどきょうの常総新聞に載っていたんですけれども、ふさのくに観光未来塾の中に飯岡の宿泊組合から2人、それから商工会の方から1人と3人ほど派遣をして勉強してもらっているんですけれども、その皆さん方の活動が非常に積極的です。特に、きのうも二方私のところへ見えて、サンマの押し寿司をお持ちになられまして、この間も2日から6日ほど合併市町村の集いがありまして、そこで旭市のいろいろな農産物等を持ってまいりまして、旭市のPR活動を行ったんですけれども、そこでもサンマ寿司を持って行ってPRしてくれました。あのサンマ独特のにおいなども完全に工夫して取り除いてありますし、日もちも非常によくなっているようです。味も非常にいいということで、これからの旭市の一つの産物として大いにPRができる、そんな思いを持っております。

同時に、ちょうど手元へ預かってきたんですけれども、「関東の富士見百景」の選定結果ということで、上永井の刑部岬から撮った写真が選ばれて、その選ばれた要因が、「市民活動と行政の連携を行い、屈指の景勝地の活用、そして継承を期待できるため選定した」とございます。

後でご覧になっていただきたいと思いますけれども、こんな写真です。刑部岬の上からたまたま、富士山ですからそう毎日出ているわけではありませんけれども、すばらしい写真を撮ってくれました。ちょうどきのう教育長ともこの件で少しお話をしたんですけれども、そういった写真を撮ろうということで、その時期になりますと、あの上へカメラを構える方でいっぱいになるくらい、場所取りが大変なくらい大勢の皆さん方が訪れるということでして、そういった意味では、これからの旭市の観光の一つの大きな要因になる、そのようにとらえております。

このように、そういったいい場所に、さらにそこに住まいをなされている皆さん方、関係をしている皆さん方が大いにやる気を持ってくれているということであれば、これはぜひひ

とつ実現ができるように旭市としても側面からできるだけ応援をしたい、そのように思っておりますので、そういった中に、ちょうど光を生かしたという神子議員の提案などもぜひ生かして取り組んでいきたい、そのように思います。

袋公園の件でございますけれども、いわみ神楽を旭市にお招きをした時には、屋外での公演ができませんで、体育館の中であったために、いわみ神楽の一番の特徴というのは、火を噴くその火の量というのが、屋外であればたくさん噴けますからすばらしいんですけども、屋外であったために、消防法等の規制もあって思う存分に火を噴いてもらえなかった、そういった少し残念なところがあったわけですし、そういった意味で、私自身も袋公園にできれば水上へのステージを造りたいというような提案もさせていただいておりましたものですから、そういったものも考えながら袋公園の整備に当たっていききたい、そのように考えております。

それから、次の幼児の情操教育の問題でありますけれども、昨年、日色先生においでをいただいて、保育所での公演をお願いしたわけでありまして。神子議員にも先生と一緒に保育所へ行っていただいたわけでございますけれども、そういった意味では、高度な音楽という理解が全くできない子どもであるにもかかわらず、あの日色先生のバイオリンに雑音も出さずにきちんと耳を傾けてくれたというお話を伺いました。そうした高度な音楽の技術あるいはそういったものというのは子どもたちにも十分理解がいただけるのか、そんな思いで伺ったわけでありまして。

同時に、子どもの時代からの情操教育というのは、今の子どもたちはちょっとしたことで切れてしまったり、事件を起こしてしまったりしているわけですが、そういったものを是正していく上で、小さい子どもらの情操教育というのが大いに役に立つ。音楽に親しんでいただけるという意味も大いに大事ですけれども、同時に、情操教育によって子どもたちの心がなごやかになっていくのではないかと、そんなことも考えますので、これからも大いにそういった面に力を入れさせていただきたい、そのように考えております。

同時に、旧旭市内の2名の方がバイオリンの魅力に魅せられておまして、平成15年度からであろうかと思っておりますけれども、保育所に毎年2丁ずつのバイオリンを寄贈してくれております。これまでに第一、第二、第三の保育所に3年間にわたって2丁ずつのバイオリンを寄贈してくれているわけでありまして、せっかくそういったものをいただいても活用ができないと何にもなりませんものですから、そういったことにたけている元教員の方をお願いいたしまして、そして演奏等の指導も毎週水曜日、1時間程度でございますけれども、

ご指導いただけるような時間も作ってございます。これからはそういった時間も大いに増やしながら、子どもたちの情操教育にあたっていきたい、そのように考えております。

そういった意味で、その面での行政で応援できる面というのは十分応援をさせていただきますので、これからも神子議員をはじめ、そういった面にたけた皆さん方に大いにひとつ力をかしていただいて、子どものうちからいい音楽に親しめるような基礎を作っていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたします。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、神子議員のご質問のうち、1の文化交流、（1）の新しいまちづくり協働研究会につきまして若干補足させていただきます。

まず、11月24日に第1回のワーキング会議を開催するんですけれども、このワーキングですけれども、二つのグループで活動していくこととなっております。一つ目が医療福祉の郷ワーキング、それからもう一つが食の郷・交流の郷ワーキングということで、それぞれのテーマに沿って研究をまいります。

あと、県からそれに先立ちましてアイデア例の提案がなされております。一つが「元気な旭」新産業政策の展開ということで、特に食を用いた健康グルメ、そういった産業が確立できるのではないかと。それから、二つ目として健康づくりネットワークの構築、市民一人ひとりの健康を支える基盤づくり、そういったものを進めてはどうでしょうかと。それから、三つ目として新しい地域づくり、これは県が推進していますプロジェクト・ブレーメンというものがあるんですけれども、地域の力、それから地域福祉フォーラムですとか、あと本人の力、そういったものを地域住民それぞれが主役として新しい地域社会づくりを進めたらどうでしょうかと、そういったものをご提案いただいているところでございます。

そういう中で、事業展開を図っていけるものがということで、二つ事業の名前が出ました。合併市町村の地域資源活用事業の概要ですけれども、これは平成18年度の予算で新たに今要求されているもので、モデル地域に指定されますと100%助成で地域資源活用事業の研究ができると、そういうものでございます。

それとまちづくり交付金ですけれども、これは該当するものが、道路ですとかそういうものがあるんですけれども、今回の県の研究委員の中に、それを所管いたします県土整備政策課の方がおりまして、そういった提案もしていきたいというような意見を聞いております。研究ですので、平成18年度からという形ですと今手を挙げなければならないんですけれども、

そういったものがもし早目に新市の建設計画の中で対応できるものであれば、そういったものを探していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） それでは、地域と家庭の結び付きについてのご質問にお答えさせていただきます。

地域の方々との交流につきましては、これまでも医師、保健師、栄養士、童話作家、体育指導員、消防士等の専門職の方をはじめといたしまして、地域で手に技術を持っているお年寄りや料理自慢の方を講師にお招きするなどして、保育所を介して子どもたちと保護者と地域住民の方々交流する場を提供しております。また、各保育所とも年間行事の中で運動会、芋掘り、七夕、まんま焼き等で保護者やお年寄り等の世代間交流を行っております。今後、さらに保育所の遊戯室を地域の方々にも開放するなどして、得意なものをご指導していただく機会を与え、世代を超えた結び付きができる機会を提供したいと考えております。

以上であります。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、教育問題についてにお答えいたします。

神子議員が危惧されておりますように、地区懇談会等に伺いましてそのような声がございいます。前議会でもお答えしましたように、教育委員会としましては、そのようなことがないように基礎学力の向上、そういうことで取り組んでおります。詳細につきましては課長より答弁いたします。

○議長（林 正一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から旭市における学力状況についてというご質問に対してお答えをしたいと思います。

ご質問の件につきましてですけれども、市内の小・中学校 20 校に、日ごろ実施しておりますペーパーテストの結果とその評価について各学校ごとに行っていただきました。その結果、算数と数学におきましては、平均設定予想点を超えて大変高い得点であったということでございました。これは、少人数指導や習熟度別指導あるいはチーム・ティーチングなど指導方法の工夫・改善がございまして、一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行っているという理由から児童・生徒の学習意欲が高まってきており、学力がついてきたものと考えております。さらに、学習の躰や学習方法を身に付けさせることによりまして、授業内容や基礎基

本を定着させたり、あるいは発表や発言をうまく取り入れ活気ある授業を展開したり、授業を工夫・改善して成果を上げている学校もございました。

しかしながら、国語科におきましては平均設定予想点を下回っているということでございました。これは読解力や表現力が不足している傾向がございます。自分の意見をうまく表現することが苦手な児童・生徒が多いというふうに考えております。

次に、基礎的学力の向上の取り組みについてでございますけれども、これにつきましても各学校では児童・生徒に基礎基本を定着させるために、先ほどと重複いたしますけれども、少人数指導や習熟度別指導を通しまして、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行っております。

具体的な事例といたしましては、漢字の読みや書き取り、それから計算をそれぞれ100のステップに分けて、学年を取り払って全学年でドリル学習を進めている学校もございます。この場合に重要なことは、学習後のテストでちゃんと子どもたちに自己評価をさせて、その後で先生によって、できなかったところはどのようにかといった指導が必ず行われているということでございます。また、1日のスタートを朝の読書から行っている学校や、あるいはボランティアの方々による読み聞かせを行い、読書の習慣を付けて読解力を養っている学校もございます。

以上のことから、教育委員会といたしましても、教員の指導力向上を図るための研修の充実など、基礎的学力の向上に向けて指導主事の派遣を通して、これからも各学校に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 65番、神子功議員。

○65番（神子 功） ありがとうございます。それでは、質問の順で再質問をさせていただきます。

市長は、日本一住みよいまちづくりにするというのが合併の基本だというふうに言われておりまして、ただいま私が提案させていただきました二つの事業につきましても、県と市で対応する研究会あるいは新市の計画ということにのせて検討していくということでお話をいただきまして、誠にありがとうございます。

ぜひそういうふうに取り組んでいただきたいわけですが、問題がないわけでもございません。一つには、まちづくりというのは、幾らいい資源やいいロケーションあるいはいい宝物と言われるものがあっても、そこまで行くのに市民が行けないとか、あるい

は行ってみたい人が情報を得て他方から来てもそこに行けないという交通のアクセスの問題があると思います。いわゆる道路問題です。ですから、イベントを開催するにしても、これから新市の計画の中で総合計画ということで策定をする中においても、今現在のものだけではしょうがないというふうに私自身思います。

そういったことで、市長にぜひお願いしたいことは、旭地域、干潟地域、海上地域、もちろん飯岡地域でありますけれども、東西南北を十分に見ていただいて、これからこの部分を一つの核にするということがあるとするれば、そこまで市内をどういうふうに行ったらいいのか、また他市町から来ていただくのに迷惑をかけないためにはどうしたらいいのかということ十分に検討し、そしてまちづくりに反映していただきたいというのが私の願いです。

ですから、先ほど申し上げました二つの事業につきましても、恐らくこの事業が検討されて実施がもしもできた場合には、人がいっぱい来ることが予想されます。そうなりますと、駐車場の問題とか、あるいはアクセスがなくて行けなかったということになりますと、せっかくいい事業を展開いたしましても、それが無駄になってしまうおそれが今から予想されますので、そういったまちづくりをしていただきたいと思いますと思いますが、市長が現在、合併したことによって、県と市の新しいまちづくり協働研究会ということがありますけれども、道路については、現在、旭市の中で私が知る範囲では、谷丁場遊正線、それを北に向う干潟地域への延長ということもありますし、今最大のポイントであります中央病院から大型農道まで行くアクセスもあります。

さらに、私が提案しております刑部岬に行くためには、海上地域から行くことも必要ですし、干潟地域から行くことも必要ですから、そういった意味で、全体的なそのことについても早急にやる必要があるものと、長期間かけてやる必要がありますけれども、その点はどうお考えなのか。

もう一つは、新しいまちづくり協働研究会の中で、例えばその道路についてはできるものなのかどうか。それで、この新しいまちづくり協働研究会というものはいつまでに終わるものなのか。要はエンドはいつごろ迎えることと今現在になっているのか。それをなぜ聞くかといいますと、終わりがないものはありませんので、当面は年度末までに案を出して、平成18年度で国や県の補助があれば受けるということは分かりますけれども、これは研究がいつまでやられて、いつ終わるのかという、その見通しについては現在どのようになっているのか、この辺も含めてお伺いしたいのが1点です。

それから、ぜひ新しいまちづくり協働研究会の中で検討していただきたいのは、一般質問

でも出ておりましたけれども、防災行政無線がございます。これは現在は旧市町のままでありますので、そういった意味では統一する必要があります。こういったことについても、県や国の事業の中で展開できるものとすれば、周波数を一致して、有事の際には同じものが発信できるというようなことになればいいと思いますけれども、そういったことにも発展できないものかどうか、市長のお考えをお願いしたいと思います。

続きまして、イベントについては、そういうアクセスの問題と駐車場の問題についても十分検討してほしいと思います。

それから、今検討されている中で、議会は今ここでやっておりますけれども、市民に議会の模様を云々ということもこれからきっと考えられると思います。そういった意味で、市民の方々に合併をした後に考えていくことが必要なのは、家庭サービスといいますか、住民サービスをどうするかということがこれからの大きな課題です。そうしますと、デジタル放送が、これから数年もしたらそれが方向付けとして決まっておりますので、電波が届かないような所もきっと出てくると思います。したがって、現在インターネットで、私は手元にあります、刑部岬の夜景とか、それから旭市4地区で現在の模様が分かるようなホームページがございます。こういったことを発展させながら、家庭に情報を送るということも検討の一つに必要なかと思えます。最終的には光ケーブルで家庭に配信するということも必要かと思えますが、そういったことについても現在何かお考えの点がございましたらお伺いをしたいと思います。

保育所の関係でございますけれども、ありがとうございました。いろいろ現在の中でも、地域の方と密着してやられておりますことを今ご答弁いただきました。これからの問題ということで私も提案させてもらったんですが、これはお金をかければいいのかという問題でもございません。

それで、一番懸念しておりますのは、きょうの新聞にも出ておりましたし、また数日前の新聞にも出ておりましたけれども、非行の問題ということが社説の中にある記事を読ませてもらったこともございます。少年非行については学校や地域社会の問題も複雑に絡んでいるけれども、やっぱり家庭教育ではないかということが載っていた記事と、きょうの千葉日報にも載っておりましたけれども、小学校4年から中学校1年の9人の子どもたちが窃盗したと。その理由はなぜかと言ったら、欲しいものがあったからだ、というような記事が載っておりました。今は久しくなりましたが家庭内暴力とか、非行とか、窃盗とか、殺人とか、そういった記事が本当にたびたび出てくるような状況があります。そういったこと

を考えると、やはり家庭教育というのは大事なんですけども、行政として何かできないものだろうかということで、今回はそういった意味でご提案申し上げたものでございます。

そこで、行政として市長は取り組んでいただけるということでございますけれども、ある保育所だけがやっていてこの保育所はやらない、所長が代わったからこの保育所ができて違う所はできないというのではなくて、やっぱり同じ子どもたちですから、できれば年間を通じて同じものを子どもたちに分け与えてあげる、こういった姿勢が新しい合併したまちには必要ではないかというふうに思ったものですから、今回取り上げさせてもらいました。

したがって、例えば昔懐かしい遊びとか、あるいは歌が好きな方であれば、そういった方をぜひお願いして満遍なく回っていただくとかということで、お金をかけないことからプロに来てもらうという、いわゆる出向いてもらうということも必要ですし、特に私が考えているのは、3歳未満児の方々が仮にクラシックを聞きに行こうといったら、チケットの中でお断りされてしまいます。ですから、できれば安心して生活が日常できる保育所で、その方に来てもらうということができたらすばらしいなと思っているものですから、市長のご答弁にありましたように、そういった意味で幅広く活動ができるようにこれはお願いをしたいと思います。

これは、保育所だけではなくて学校教育にも言えるかと思います。今、教育長の方でお話をいただきましたが、各地区で地区懇談会が行われておりますけれども、私もその場所におりまして、教育長のご答弁を伺いました。家庭だけの問題ということはあるかと思いますが、家庭の中では解決できない問題というのもあります。そういった意味で、やっぱり保育行政にしても、そして学校現場にしても、はっきりとした姿勢が大事だと思うんです。

学校は学ぶ場所、保育所は預ける場所ですけども、行政としてこういったことで臨むんだということをしっかりと持っていて、それを保護者に話をして、協力をいただきながら一緒に子どもたちの成長を願うという、これがなければ絶対いけないと思うんです。そこには厳しさもあるでしょう、優しさもきつとなければいけないと思います。そういったことをやりながら、家庭教育が十分にできるような体制づくりを家庭で持ってもらおうということをお願いをしたいわけですが、保育所は別にいたしまして、今度は学校教育ということで、ぜひ教育長にはその点お願いしたいわけですが、ご所見がございましたら、ひとつご答弁の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 神子功議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、神子議員の再質問に答えさせていただきます。

まず、観光の拠点を造ったり公園を造ったり、そういったことにはアクセス道路の整備、道路アクセスというものは非常に大事、そのとおりだと思います。そういったものに全力で取り組んでいくわけでありますけれども、幸いにして、今、県と共同で取り組ませていただいておりますこの事業の中で、そういった道路が基幹事業として取り上げられます。今一番最初に取り組まさせていただきたいと思っておりますのが、中央病院へのアクセス道路、これは中央病院へ大勢の患者の皆さん方がおいでをいただく上で、今の国道126号線と八銚線だけの形の中では、非常に混雑をして大変な形になっております。そういった意味で、この問題を解決をするというのが、中央病院をより生かして、そして患者の皆さん方に喜んでいただけるような形が作れるということで、まずこの道路の整備を一番最初に取り上げさせていただきたい、そのように考えております。

そして、この事業で取り上げさせていただきますと、考えておりますことが本当に短い期間で、細部にわたっては担当課長から答えてもらいますけれども、非常に短い期間でその対応ができます。そういったことで、この事業でまず中央病院へのアクセス道路に取り組ませていただく。同時に飯岡の問題でもそのほかの問題でも、道路の整備をきちっと行っていきます。今ありがたいと思っておりますのは、谷丁場遊正線の南側、いわゆる広域農道から南側の部分でありますけれども、その部分で土地の取得が少し遅れておりました。それが、地権者の同意をいただいてこれから取得にかかるわけでありますけれども、少し期間がかかっておりましたものですから、これは補助事業から外れてしまっておりました。これがいいあんばいにこういった形の中で補助事業に復活ができて、そういった意味では非常に助かる形になっておまして、これも早急にかかれますものですから、非常にいい形になります。現在の広域農道までの期間というのが、本当に短い期間で整備がされるものですから、期待をしていただきたいと、そのように思っております。

それから、道路の整備と併せて防災無線のお話が出ました。これは本当にそのとおりでございますまして、全域が一つの周波数で統一をされることになりますから、現在、旧旭市で入っている防災無線などもこれから使えなくなりまして、新旭市全域が一つの個別の受信機で、一つの周波数で統一をされるわけです。ですから、全戸の対応もしなければなりませんし、当然、戸外の無線も整備をし直すわけであります。そういった意味で、これに約14億円くらいのお金がかかるということで非常に頭を痛めていたんですけれども、いいあんばいにこの

事業ですべてライトオンになります。そういったことで、これもその中で取り組みができるものですから、早急な期間の、非常に短い、５年くらいの期間の中で整備ができるというようなことで、大変ありがたく考えております。そういったことで、この事業を大いに生かしながら取り組んでいきたいと、そのように考えているものでございます。

それから、議会の様子や市内のいろいろないい所の情報などを各家庭に提供ができないかという問題でありますけれども、これはできるだけ前向きに検討させてもらいたいと思います。議会の様子なども、取りあえず今の段階でやれる範囲ということになれば、公共施設ということになって、できれば支所あたりで簡単な画面で見られるようなことができないかということは、今検討をしてもらっています。これからそういった意味でもどんどん情報提供ができるように検討をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、保育所をはじめとして音楽などの情操教育という問題でありますけれども、どの保育所でも同じような形でこういったことができるように、市民の皆さん方のご協力をお願いしたり、あるいは演奏家の皆さん方にお力添えをいただいたりというような形の中で、できるだけ安い経費の中で取り組みができるように頑張らせていただきますので、これからもよろしくお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、神子議員の再質問でございますけれども、まちづくり協働研究会はいつまでかというご質問がありました。新しいまちづくりの協働研究会につきましては、当面、今年度末、一たん３月までで何らかの形で報告書を上げていくと。来年につきましても、できればお願いしてさらに検討を進めていければというふうには考えております。

それと、補助事業の関係で道路の関係、今、市長からお答えがあったんですけれども、まちづくり協働研究会の中でまちづくり交付金というのが交付されるわけではございませんので、まちづくり交付金というのは国土交通省の事業で、いわゆる補助金を交付金制度に変えてきたものがありまして、これについては、従来の補助事業を基幹事業といたしまして、プラス従来市単独で行ってきた事業、そういったものが提案事業という形で一体で整備できる、そういう事業でございます。これは、計画期間がおおむね３年から５年程度の中で事業実施していきましょと、そういう中で基幹事業として大きなものとして取り上げられるのが、先ほど市長が答えた道路であったり、防災無線も対象になるのではないかと、そういうこと

で今、県と調整している状況であるということでございます。

この交付基準は、相当市が使いやすいような形で提案事業も区域設定した中でできるんですけれども、一つ条件がありまして、これは都市再生特別措置法というのがあるんですけれども、その中で都市再生整備計画を作っていて、その中で取り上げた事業について整備をしていくという形になっております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） ただいまご指摘がございましたように、神子議員のおっしゃるとおり、やはり学校教育にしてもしっかりしたものを持ってあたっていかなければならない、当然のことと思います。

一昨日でしたか、家庭教育学級の合同研究会というのが開かれまして、そこで小・中学校のお母さん方にもお話ししたわけでございますけれども、いわば家庭というのは心の基礎基本を作るところであると思っております。学力というのは、その心の基礎基本がしっかりとできていないと確かな学力が身につかない、そういうように思っております。

そういうことで、非行とかそういうことがあったときには家庭の責任だと、そういうことで言われますけれども、やはり学校としましてももっと家庭に働きかけて、そしてそういう心の基礎基本をしっかりとお父さんやお母さんに作っていただく、そういう家庭とのコミュニケーションを緊密にとるということは非常に大切なことであると思っております。

ですから、地区懇談会でもお話ししておりますが、やはりどこかのところだけが一生懸命にやってもこれは成り立たない。家庭も、それから学校も、そしてその周りを取り囲んでいる地域の皆様にも、そういうような気持ちで子どもたちをはぐくんでいただきたいと、そう思っているわけでございます。学校が一番取り組みやすいところと申しましょうか、そういう手がかりになるところだと思いますので、先生方にはそういった面で一生懸命頑張ってもらおうということで、私もそのように先生方をお願いしているところでございます。

○議長（林 正一郎） 65番、神子功議員。

○65番（神子 功） いろいろ具体的にありがとうございました。

今回私が質問した内容については、新しい市になった、今やらなければいつやるのか、今提案しなければいつ提案するのかという気持ちで今回一般質問をさせていただきました。一番最後に教育長がおっしゃられましたように、学校での方向付けをしっかりとしていただいて、そして家庭との結び付き、行ったり来たりのキャッチボールがいかにかできるかというこ

とが子供の幸せを作るものだと思いますし、伊藤市長におかれましては、市民といかにキャッチボールができるかということが、市民のまちづくりに本当に大きな位置付けとなるというふうに思っております。

そういった意味で、今幾つかの事業についても担当課長から話がありましたように、１年で終わるもの、あるいは３年から５年かかるものということについても十分に検討していただいて、県に言わなければいけないことはまとめてすぐに言っていただく、県から国へ言うていただくことはすぐに言っていただくという行動をスピーディーにさせていただいて、まちづくりというものをお互いにやっていくという気持ちをひとつよろしくお願いしたいのが一つです。

それから、保育所の関係なんですけど、やっぱり非行の問題については、だんだん大きくなってからに従って、いつの間にか何か悪い子どもたちができてくるという、そういったことがあるものですから、ぜひ保育所の時に、あるいは幼稚園の時に何かに触れる機会を、地域で、あるいは保育所でも行政でも作るようにして、同じ子どもたちが将来、次代を担うということで、市のまちづくりのために今から大事なんだということを、やっぱりお互いに理解を示してやっていくことが大事だと思います。

もう一つ申し上げますけれども、旭市内の中には健常者ばかりおりません。耳が不自由な方もおりますし、それから突然難聴になった人もいるし、足がなくなった人もいます。障害者と言われる方もおります。そういったまちづくりも一方では進めていかなければなりません。したがって、きょうは保育所の問題を出しましたが、例えば、歌を歌ってそこに手話を入れたときに、やっぱり耳の聞こえない方の思いをそこで子どもたちが理解するというのも一つの方法かと思います。旭市の全体のことを考えて、健常者、そして障害者のまちづくりということも含めて、市長にはお考えになっていただくことをお願い申し上げます。一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（林 正一郎） 神子功議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午前 11 時 16 分

- 議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤 田 昌 功

- 議長（林 正一郎） 引き続き一般質問を行います。

35番、藤田昌功議員、ご登壇願います。

（ 3 5 番 藤田昌功 登壇 ）

- 3 5 番（藤田昌功） 2005年第2回定例議会において、市民の声を代表して一般質問を行います。

私はこの7年間、毎回の議会において質問を行い、そして市長はじめ市の執行部の皆さんにいろいろと意見を述べてまいりました。今回、私はこれで引退いたしますので最後の一般質問ということになります。したがって、少しゆっくりと話をさせていただきたいと思います。ただ、なるべくなら12時には終わりたいという気持ちがありますから、5分程度はあるいは超過するかもしれないけれども、お許しを願いたいと思います。

今回、私は二つの問題を提起いたします。一つはコミュニティバスの問題であります。

これは私は、当選をした時の次の議会、つまり'99年6月の議会に初めて提起をいたしました。その時に前加瀬市長でありましたけれども、端的に言いますと木で鼻をくくったような返事をされました。予算がない。当時、議員であった伊藤市長もあまり賛成はしないという具合に言明をしておられたわけですが、その後しつこく私は毎回のようこの問題を取り上げまして質問しました結果、現在では、市のコンセンサスとして公共交通網というものは必要だという具合に認めていただいています。したがって、それを前提として私は提案をするわけです。直ちにこれを行えということはなかなか言いにくい。今後ぜひこの方法でやっていただきたいという意味での提案であります。

幾つかの問題がありますけれども、基本的に市長も同じお考えだと思いますけれども、要するに合併をした旧1市3町、これが早く一体化すること、これこそが合併の成果の基本であろうと思います。そのためには市民がいかなる地域においても交流が可能だということが必要にならなければなりません。

例えば、あえて言わせていただくなれば、干潟の一番奥の方から中央病院に来る、これに

ついてしっかりとしたルートがある、あるいは買い物にこの国道沿いに出てくる、これが可能であるかどうか、こういったことは大変重要だと思います。もちろん一般の方は自家用車を持っていますから利用することはないと思います。しかし、では車を持たない者はどうなのか、あるいは高齢で家族に頼らなければ動けないというような方があった場合、もし車が無ければその方は動くことができないわけです。したがって、何としてもやはり公共交通網というものは必要です。私は都市基盤整備の基本だということをたびたび申し上げました。この考え方については現在市長も同じだろうと思います。

そこで、コミュニティバスについて、私は新しい構想のもとに整備をすべきだと考えております。その一つは、四つのブロックに分けてそれを考えた方がいいのではないかと。旧1市3町という考え方ではありません。それをブロックとして考えていくことが必要であろうかと思えます。

実は、きょう私は地図を示して私なりの構想を示そうと思ったんですが、夕べ作ってしましたら、でき上がったのはまるで幼稚園のぬり絵みたいになってしまいました。あまりみっともないので、出すと発言が恥ずかしくなってしまうものですから、きょうは持ってまいりませんでした。

でも、4ブロックというのはごく大ざっぱに言えば、飯岡を中心とする東南ブロックといえましょうか、それから、海上と言っても東庄町に近い所からあのがけの下の地域を含めて、この海上から江ヶ崎あたりを通過して、そして出てくるコース。それから、先ほど例に挙げたけれども、干潟の一番奥の辺りからやはり同じように出てくるコース。これは旧旭市の北部を含めた、いわゆる谷丁場あたりを含めたコースとして考えてもいいのではないかと。そして、それに旧旭市の西南ブロックといえましょうか、中心も含めてですけれどもブロックという具合に考えて、これをそれぞれ整備をしていただきたい。

私は、下手くそな地図を塗っている間に何を塗ったかということ、人家が集中している地域、それを塗ってみました。はっきり言って相当な偏りがあります。例えば、先ほど言いましたように海上ブロックでは、地名で私はあまり詳しくないんですが、がけの下の東庄町からつながってくる長い地域、あの地域というのは人口が集中しています。それから、坂を上がっていった上の小学校の近辺にもかなり人口があると思います。そうすると、その地域を中心に、そして飯岡駅、海上支所、そして真っすぐ出てくれば、いや応なしに江ヶ崎に入るというような感じになりますけれども、この辺りが人口が集中地です。

こういったことで考えてみて、この四つの分割の提案をしますと、私が予想する答えとし

ては、例えば西北ブロック、つまり干潟を中心とする地域ですけれども、この地域については利用者が少ないという回答があるであろうということが容易に想像できます。

なぜかと言えば、最初に四つのブロックに分けまして、現在も運行している旧旭市の地域、ここには人口が大ざっぱに言って2万7,000人います。したがって、これはそれなりの需要が当初から見込めます。それに対して西北ブロックをカバーするコースというのは、私が見たところでは大ざっぱに言って9,000人です。とすれば3分の1ですね。そうであれば、最初からその需要が少ないことは分かっています。それでは需要が少ないから切ってしまうのかと、干潟の地区にはバスは要らないということになるのかどうか、ここが行政の方向性だと思っています。まずこの4ブロック分割ということの一つ提案したいと思います。

次に、現在のバスの運行が3往復6便ということになっています。これは利用度の点から言って十分とは言えないのではないかと。せめて午前中に2便が走り、午後も最低2便が走る。2便というのは2往復という意味ですけれども、このぐらいは最低必要なのではないだろうか。そうしますと1日4往復。今はだいたい3往復ですから、それよりも1往復増える形になりますけれども、このぐらいは最低必要だと。これをやれば需要はそれなりに、現在3往復でやっている、それに比例する形の需要は出てくるのではないかと、私はそう考えています。

それから、3番目の提案、これはもう既に一致をしていると思いますけれども、このバスは必ず支所、それぞれのブロック別に分けた場合の中心になる支所があるわけであります。これは必ず寄らなければならない。と同時に、やはり行政の中心たる市役所には必ずこのバスが来なければいけないと思います。支所では用が足りないという部分が多くありますし、まちの皆さんにはちょっと聞きにくい言い方になるかもしれないけれども、将来的に市に集中してしまう可能性もあるわけです。その場合に、周辺の地域の皆さんが行政の中心たる所に来られないというようなバスの運用の仕方であっては、決して市民にとってプラスになるとは言えません。したがってこれもぜひ取り組まなければならない。

さらに中央病院、これは大変希望が多い。私ども党としてアンケートをとりました。この中でも、現在運行している例えば飯岡のブロックなどでは、ぜひ中央病院まで運行を延ばしてもらいたいという話が多く出ております。したがって、この三つの地域といいましょうか、箇所といいましょうか、これはぜひ各コースに取り込んでいただきたいということを考えます。

さらに、これにそれぞれの駅が入ってくると思います。それによってかなり、単に行政機関、公的な施設を回るだけではなくて、やはり市民の交通の便をカバーするということにな

りますから、これはぜひ考えていただきたい。

これは、各コースともにこの地点というのはすべてカバーをするように、それによって市内の中心部というのはかなり公共交通網が整備をされてくると考えています。と同時に、これによって、例えば違ったブロック、飯岡ブロックから旭市の西のブロックへ行くというようなことも何とか可能にする、そういったことが必要なのではないだろうかと思います。

それから、これは前回提案をさせていただいていますけれども、ぜひ専用バスを買っていただきたい。どんな形でもって運用するかということはあるんですけども、仮に4台買ったとしても五・六千万円あれば買えるはずなんですね。それによっていわゆるランニングコスト、毎年の経費というのは下がります。ですから、ぜひこれは買っていただきたい。なぜかという、現在のバスは、この前も言ったように普通のバスを使っているんですね。公共交通網を旭市のバスとしてやるなら当然ローデッカーを持っていたいただきたい。つまり床の低い、お年寄りが乗りやすいバスですね。そういったものをぜひ買っていただきたい。

さらに蛇足を言うなら、私はぜひ音楽を流すべきだと、これは実は最初のころに提案をしたんです。それで鼻も引っかけられなかったというか笑われました。だけれども、これはなぜやるかという、私はこの前の時にも申し上げました。要するにアカウンタビリティという言葉がある。行政の報告ですね。今、行政が何をやっているかということを報告することです。それは結果報告は必要なんだけれども、それだけではない。現在行政が行っていることを市民に知らせていくということ、これが必要だと思うんです。そのためにはバスが音楽を流して走る。先ほど神子議員がおっしゃったけれども、クラシックを市民にもっとポピュラーなものにしたいとおっしゃった。私もそれは大いに賛成なんです。私は最初に提案した時に、ぜひコースごとに違った曲をかけて、そして「運命」が流れる、これは市役所行きだと、こんな感じでやったらおもしろいのではないかとということを提案したことがあります。

ともかくそういうようなものとして、絶えず市民に対してPRをしていく、それがまた利便度を上げることでもあるんです。走っているならば乗る。今は走っているんだか走っていないんだか全然分からない、これではだめですね。

（「質問の要旨、一般質問だから」の声あり）

○35番（藤田昌功） 質問ではない提案をしているんですよ。

さらに、飯岡ブロックの中では現行の制度をぜひ維持するように努めていただきたい。これもアンケートの中に多く出てきました。飯岡ブロックではぜひ現行の制度を維持してほしいという意見がありましたので、これは私としてはぜひ強調しておきたいと思います。

大ざっぱに言って以上の5点を私はバスの問題の締めくくりとして提案をしたいと思います。

さてその次の問題です。2番目の問題として、私は新しい歴史教科書の問題を取り上げたいと思います。先ほど質問の要旨をというやじが飛んだけれども、これはもっと質問の要旨が分かりにくいという点があると思います。だけれども、これは私としてはぜひ質問しておきたいということで最後に取り上げることにしました。

この夏、教科書の採択が行われました。その中で「新しい歴史教科書」扶桑社というところが発行する教科書について、全国的には0.4%の採択率であったとされています。私としては安心をしたというのか、そんなにあるのかなという逆の感想がありますけれども、この教科書には大変問題点が多いということ、これをぜひ議員の皆さんにも知っていただきたいということがあって発言をするわけです。

この教科書の基本的な問題点というのは、問題点が大変あいまいな形で上手に書かれている。したがって、基礎知識を持たない者が読むと、ああもっともだと思えるように書かれているということ、これが一番の問題点です。これは中学生の社会科の教科書なんです。つまり言ってみれば最初の歴史教科書でもあるわけです。その中でそのようなあいまいな書き方で上手に流し込まれるその思想は何かと言うと、天皇制というものが日本の国にとって大事なものだ、そういう感覚です。いわゆる皇国史観と呼ばれるものですね。それをベースにして、それを上手につぎ込む。それははっきり言うと皇国史観という形では表向きに出てきません。しかし、中にいろいろと載ってくるエピソードを通読すればこの問題は理解はできます。

一つ挙げますと、大日本帝国憲法の問題について大変熱心に主張しています。ご承知のように、大日本帝国憲法の第1条というのは「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ということです。これについて一生懸命に書いているというのがこの本なんです。

皆さんご承知のとおり、天皇は陸海軍を統帥したということ、それから行政全般を総攬したということ、つまりすべての権能というものは天皇が持っていた。そして、官吏というのは、公務員というのは、すべて天皇の官吏だった。したがって、いわゆる忠実・無定量の奉仕というものを天皇に対して求められているというのが大日本帝国憲法です。

それでは、すべての権能を与えられた天皇はその行為に対してどういうことをするのか、結果について責任を負うのか、これははっきりと責任を負わないと書いてあります。責任を負わないという条文の根拠は何かというと、第3条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と

書いてある。つまり責任を追及したり批判したりすることは許さないと、それが大日本帝国憲法なんです。その大日本帝国憲法がよい憲法であるということを外国の人が言ったという例を幾つも挙げています。したがって、これは非常に理解しがたいところです。

ご承知のとおり、現在、日本国憲法は確かに大日本帝国憲法を改定するという形であったけれども、その求めているものは全く違ったものです。例えば国民主権という問題、これは大日本帝国憲法の中では問題になりません。先ほど言ったように、すべての権力は天皇に集中している。主権在君ですから全く違った質のものです。その違った質のものをこの中では一生懸命持ち上げようとしている。それは各項目に幾つも見えるところです。

私が通読した中で、江戸時代の話の中に本居宣長という人の話が出てくるんです。本居宣長というのはご承知のとおり「古事記伝」という話を書いた人です。その中で、要するに神世の時代からの神話や、例えば古事記といった古典ですね。こういったものについては丸ごと信じろという具合に言っています。つまり、そういったことに疑いを持つこと自体がいけないんだという思想なんです。

この中では国学を切り開いた者として出てきます。しかし、国学を切り開いたのは本居宣長ではないです。あえて言わせていただくと、例えば賀茂真淵という学者がいる。この人は国学の祖と言われている。そのまた先生には荷田春満という人がいます。国学の巨人と言われた人です。こういった人たちが国学の道を開いたのであって本居宣長ではない。

私は、本居宣長というのは大学者だと思いますけれども、ここに取り上げるならば、例えば賀茂真淵を取り上げるなら話は分かるんです。そうではなくなぜ本居宣長か。それはさっきも言ったように、神世からの伝承や神話というものはそのまま信じなければいけないという、そういう思想を示してある。その中で、いわゆる万世一系ということを生一懸命主張した人です。だからこそこに載ったという具合に私は読みます。これはそういった知識がなければ、ああそういうものか、国学の祖というのは本居宣長なんだと思って少しも不思議はない、大学者ですから。しかし、私も大学者だと思うけれども、大学者であるのは文学者としてなんです。歴史学者としてではない。そのところをうまいことすり替えているというところがあります。その中でもって神話というものを一生懸命やっているわけですけども、私はきょうは……

(「質問は問題点を言ってくださいよ」の声あり)

○ 35 番 (藤田昌功) もうちょっとで、最後だからゆっくりやらせてもらいたい。

問題点は、失礼けれども、皆さんは恐らく日本神話というものについて学んだことはな

いのではないか。皆さんの年代のほとんどの方は学校ではやらなかった。恐らく林議員も勉強したことはないと思うんです……

○議長（林 正一郎） 質問議員にお願いします。意見の場ではございませんので、何を質問するのか、簡単明瞭に質問の趣旨をお願いいたします。

○35番（藤田昌功） はい。しかしこれを説明しなければ、逆に言うと、なぜこの教科書に問題があるのか分かりますか。先ほども言ったように、基本的な知識を持たない者がこれを見れば、甚だもっともだと思えるように書かれている。今言われた林議員もこれを恐らく読んでいらっやらないと思う。そうすると、ここにどこに問題があるのかという問題については、今私が意見を述べなければどうしようもない問題だと思っているんです。

と同時に、神話というものを私は尊重したい気持ちがある。私は国文学を学んだものです。したがって古事記も目を通しています。専門ではないからそれほど詳しくはないけれども、その中で私は、例えば古事記を中心とする神話・伝承というのは日本人の文化遺産だと思っているんです。大事なものなんです。だからこれを文学として私は学びました。

しかし、文学として文字どおり文学史上大変すぐれたものであるけれども、これを歴史として読んだ場合には、たちまち荒唐無稽なナンセンスになってしまう。そこが問題なんです。これは社会科の教科書、歴史教科書なんです。ここに例えば神武東征の話が出てくる。神武東征と言ってご存じでしょうか。何人が一体知っているだろう。その話が教科書に載っていれば、ああもっともかということになるんですね。ここが問題なんです。神武東征というのは、神武天皇が九州から出て、そして大和に入るまでの間のいわゆる東征、東へ征討の旅に出たということ、それについてここに伝承として出てくる。これでは歴史の教科書としては問題です。

私は、これから実は神武天皇というのは実在の人物であったかどうか話そうと思ったんだけど、先ほどの議長の注意があるから、私はもうその問題はやめましょう。だってこの中で何人かの方は、恐らく神武天皇は実在の人物、歴史上の人物だと思っているでしょう。そうすると、それでは歴史の教科書に載せるのには不適當です。つまり架空の人物だということを話をしなければいけない。だけれども、それが皆さんが承知の上にいるならば今さらこんな話は必要ない。恐らくこれについてどなたかが意見を述べてくだされば分かることがあると思うんだけど、ぜひこの辺を私としては知っていただきたい。

だいたい神世から伝わる、いわゆる万世一系、神武天皇以来の皇室が神武天皇を祖先としているという話は、皆さんは普通に聞かされているわけです。だけれども、それは伝承とし

てはあるけれども歴史の事実ではありません。この辺りはぜひ一度勉強していただくと思います、私が今ちょうちょうしない方がいいということであるならばね。

私は、この後、どんどん歴史的なこういった問題がいわゆる右傾化をしていくと考えています。現在の小泉首相の姿勢などを見ればいや応なしに ― そう言えば以前、我が国は天皇を中心とした神の国と言った人がいましたけれども、そういう感覚がどんどん進んでいくだろうと思うんです。その時にこういった教科書が生きてきてしまう。私はそういうことがあってはならないという具合に思います。

今回、千葉県では多くの地域で検討した結果としてこの教科書は採択されませんでした。それは、やはり現在の憲法というものを守っていくという基本的なものがあったからだと思うんです。私は、ぜひ教育委員会の方針というか、お考えとして、この教科書についてどのような意見をお持ちか。と同時に、歴史教育というもの、それがどのようなものなのかということもお考えいただきたいと思います。これをぜひ教えていただきたい。神武天皇を抜くとこれだけ短くなってしまいます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 藤田昌功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 藤田昌功議員の質問にお答えをさせていただきます。

藤田議員の質問で、コミュニティバスに関しては、私が前旭市の市長に就任した時以来の質問でございますから、本当にすっかり暗記をさせていただけるくらいよくお話を伺わせていただきました。そういった中で、私自身もこのバスというのは、特に合併をして全旭市域の皆さん方が、公平に旭市の公共施設等を利用していただいたり便利な生活をしていただく上で、ぜひ必要なものだというようなことで検討はさせていただいております。

今も検討委員会を設けて、どういったコースを走っていただいたら一番効率のよい運行ができるんだろうかということでご意見をいただいているわけでありますけれども、実際に幾ら予算を使ってもいいよということであれば簡単にできるんですけれども、なかなかそうはいかないというのが現実でして、それであれば効率のよい運行をということで、今ご検討をいただいております。

現在、旭市内5本のコースが運行されております。まず旧旭地区でありますけれども、富浦・豊畑ルートが試行運行として運行されております。同時に、飯岡地区では既に本格運行

となっております、朝夕の通勤通学者を対象とした飯岡駅を循環するルートが一つ、それから日中、保健福祉センター利用者を主な対象とした飯岡地区内を循環するコース、この2ルートが本格運行となっております。

それから、干潟地区では栗源町、山田町と共同で現在の旭駅から中央病院へのルートが設けられております。さらに、海上地区では中央病院への利用者を対象としたルートが設けられているわけございまして、こういったものも十分検討させていただきながら、今、検討委員会をお願いをしているところであります。

現在のところ考えておりますのは、まず旭地区の試行運行ルートでございますけれども、平成16年度の実績ですと乗車人数で1万8,973人、平均乗車率で10.4人というようなことで、このくらいの利用者があるということであれば本格運行をしてもいいのではないのかということで、今、検討をお願いしているところであります。

同時に、以前から要望のあった駒込、大塚原、泉川、この辺への延伸というものも、今、検討いただいておりますし、これがもし本格運行をするということになりますと、現在、千葉交通で運行していただいております神宮寺浜線、これは撤退をするというのが千葉交通の考えのようございまして、そういった面まで踏まえながらこの辺は考えなければいけないだろう、そのように思っております。

同時に、飯岡の皆さん方から中央病院への乗り入れを検討していただきたいということについては、これも率直にそのような住民の皆さんから意見が出ていますよということを検討委員会にお話しをして、そういった形で検討をいただいているところであります。

そういったことで、単純に市内を4ブロックに分けてというご意見をちょうだいいたしましたけれども、これから検討委員会の中でもう少しその辺も含めて検討をいただければと思います。

それから、バスは市でぜひ購入をすべき、それから低床のバスをとということでございますけれども、この辺もこういった形をとった方が有利なのか十分検討させていただきたいと思っております。今であれば、合併特例債等もこれに使えるのかどうか、その辺も含めて検討もさせていただきたいと思っております。何はともあれ、市民が便利な生活といえますか、それも大事ですけれども、それと同時に、併せまして公平な施設の利用ができるようにというようなことも十分目標に入れながら、バスのことは検討をさせていただきたいと思っております。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、藤田議員のご質問にお答えいたします。

小・中学校で使用されている教科書ですが、これは国で文部科学大臣の検定を受けまして、その後県の方に参ります。県でまた千葉県教育委員会として選定いたしましたものを、教科書採択地域ということで、ここの地域は海匠地区ということですが、そこにこういう教科書がいいですよということで参りますので、その地区でまた選定をいたしましたものを教育委員会におりてくるわけです。教育委員会で協議をいたしまして、この教科書ということで決定するわけですが、それはこの地区に合った、子どもたちに合った教科書で偏りのないということが大切であるかと思います。そういうことで私どもは決定いたしておりますので、ただいまご質問がございましたが、この回答からどんな意見を持っているかということをお受け取りいただきたいと思います。偏りがない教科書ということでございます。

○議長（林 正一郎） 35番、藤田昌功議員。

○35番（藤田昌功） バスの問題は本当に市長も耳にたこかもしれません。私もこれが最後になるかと思いますが、ほとんど一致をしている。ただ問題は、金の問題だという具合におっしゃっています。例えば、今、干潟から海上を通って中央病院へ行くバス、これは今まで金がかかっていたわけで、これは当然取り込むことになるわけですね。コミュニティバスが走ればこれは廃止になる。そうだとすると、年間で600万円ぐらいかかっていたんでしょうか、そういった費用はまた浮いてくるということになる。したがって、合理化をすることは必要ですけれども、きちんとあるべき所にあるような形というのは私は可能ではないか。市長の発言の中で、例えば合併特例債を使ってバスが買えないかどうか検討したいというお話があった。これは積極的な発言として私は受け止めさせていただきたいと思いますが、よろしいんでしょうか。ということで、私は市の行政が市民の目に見える形ということ、これをぜひ考えていただきたいと思います。

それから、教育長のお話、見当はつくだろうということでおっしゃっているわけけれども、教育長はこれはお読みになっただろうと思います。その中で私が申し上げたようなことをあるいは感じ取られたかもしれない。今回はとにかく、先ほど申し上げたように、やっぱり我が国の現在の右傾化の方向というものは決して油断ができないといいましょうか、黙視できないものがあると思います。

だからその辺りで、例えば文部科学省が持ってきたから、それで検定を通ったからいいんだということにはならないわけで、あえて言わせていただくと、文部科学省がそんなにすばらしいのなら、今、教育はこんなに混乱してはいないわけですね。この50数年間、文部科学

省の方針がぐらぐらしていた。しかも、言っただけけれども、本当の意味で日本国憲法を踏まえた形の教育方針が出されなかったと私は思っているわけで、その中から教育の混乱は起こっているのかもしれない。そういったことがありますから、文部科学省一点張りではこれは困るので、そこら辺のところはぜひお考えいただきたいと思います。この問題については、もう一度教育長、答弁をいただけますか。読まれてどのような感想を持たれたか、そこは教えていただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 藤田昌功議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） コミュニティバスに関しましては、先ほどお答えしたような方針で今取り組んでいるところであります。

同時に、一つだけお願いをしておきたいのは、例えば山田町、栗源町などと一緒にやっている事業については、そちらの町の意見も十分考慮しなければなりませんので、その辺はひとつお察しをいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） ただいまご説明いたしましたように、何段階も経て、そして教育委員も5人おりますので、それぞれ協議をしまして決定いたしますので、先ほども申し上げましたように、偏ったものはやはり子供たちには与えられませんので、そのように考えております。

○議長（林 正一郎） 藤田昌功議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菅佐原 滋 之

○議長（林 正一郎） 引き続き一般質問を行います。

57番、菅佐原滋之議員、ご登壇願います。

（ 57番 菅佐原滋之 登壇 ）

○ 57番（菅佐原滋之） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

旭市がスタートして早くも4か月余り経過いたしました。先ほどの藤田議員同様、私もこれが一般質問の最後になろうかと思えます。ご答弁の方を適切にお願いしたいと思えます。

合併という大事業をなし遂げたのですから、多少の変化は覚悟しなければならないと思っておりますが、住民皆さんの感じ方はいろいろであろうと思えます。住民から見たときに、サービスは高い方へ負担は低い方へという合併の基本理念の中で大所高所から見て方針を立てることもあるでしょうし、また長期的見地から、合併のこの機会をとらえて方向を定めていく場合と、いろいろのスタンスが考えられます。どんな場合でも、その判断の基本は住民の長期的な幸せを第一に置かなければならないこととあります。その一つの例として、1市3町がそれぞれ所有しておりましたバスの使用についてお伺いをいたします。

旭市バス使用要綱第1条によると、「適正な管理及び効率的な運用を図ることを目的とする。」とあります。使用の範囲についても、私ども旧干潟町の場合では所管が教育課であった関係もあってか、むしろ学校行事、すなわち生徒中心の運用がなされていたのであります。合併された後の所管は総務課と聞き及んでおりますが、この4か月余りどのような使われ方をしてきたのか、学校関係の使用に際してどのような配慮がなされたかお伺いをいたします。

市所有のバスはその目的に沿って運行されると思いますが、特にどのような点の審査が行われるのかお伺いをいたします。

また、この際審査方法についても伺います。いつ、どの時点で、何人ぐらいの方々がどのような項目について審査されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

この市のバスの使用申請から配車の決定までの順序とその要する期間についてお伺いをいたします。

バスの申請に基づき運行した後、使用者から報告書のようなものは提出されているのでしょうか。私は、バスの運行は研修バスという旧干潟町の運用の基準が頭から離れないものですから、このことも併せてお伺いをしたいと思います。

合併しても1市3町1台ずつ、現実に4台です。1台は飯岡荘専用みたいなものでしょうから、そうしますと、原則、申請の順序により運行が決定されるとありますから、申請が重

複することも多々あると思いますが、その時の対応についてお伺いをいたします。

要綱によりますと、第8条に「バスの使用料は、無料とする。」とあります。先ほど来の市長の答弁の中にもるありましたように、サービスは公平でなければならないという大原則がございます。申し込み順に決定されて無料で使用できる利用者と、次の申し込みはいっぱいですからだめですと、そうしますと全額自己負担になる、この現状をどう考えているかお尋ねをいたします。

次に、塵芥処理の問題についていろいろお尋ねしたいと思います。

塵芥の問題については、近年、とみに大きな社会問題となってきました。新市の市長が就任第1日目の仕事がこの種の対応であったということも、残念ではありますが事実であります。適正な処理を自治体はその責任において行わなければならない、これは法律に定められたところでございますが、新旭市は合併前から一部事務組合を作り、その一部を民間に委託しながら効率的な処理を行ってきたところであります。

その歴史は、昭和50年代の中ごろから収集・運搬の仕事は民間委託の方向が検討され、60年代に入ると確実にその方向が現実のものとなったのであります。私も昭和62年に議会議員に当選させていただいて塵芥組合議員となり、一貫してごみ議員として過ごしてまいりました。この経過については承知しているつもりであります。官と民が合理的に組み合って事業を進めていくという、今の日本全体の流れを地方行政の中でいち早く取り入れていた、そんな流れを作ったのは塵芥組合ではないのかと思っております。しかしながら、近年の事業の基本的進め方に大きな変化があるように思われます。これらの民間委託事業の方向性、基本的考えをこの際伺っておきます。

次に、資源ごみの処理は、現在、共同リサイクルという会社に委託しております。施設は組合のものでございます。今後の方向についてどういう選択をなさるのかお伺いをしておきます。

また、次にステーションからの収集委託を行っております。これは組合の働きかけ、PRと住民各位の協力で、いわゆるごみの減量、このことに目鼻がつく、そういう数値が出つつあります。この結果ステーションに集まるごみの量が減りました。減る傾向にも十分あります。そんな中で1台当たりの収集量が少なくなってきました。非常に喜ばしいことですし、組合の努力の結果を褒めたたえなければいけないことであります。しかしながら、一方で収集量が少なくなったにもかかわらず収集車の数が同じであります。これは財政上大きな問題でもあらうと、一方でこういう努力をし結果が出たのであれば、当然のことながら台数

を減らす、あるいはコースを検討する、そのようなことが早急に行われてしかるべきであろうというふうに考えます。この将来像についてお伺いをいたしとうございます。

このことに関しては、民間委託の発足当時、昭和50年代の後半、60年代の最初であります。組合がお願いをして委託を受けていただく、そういうような状況であったことを聞き及んでおります。しかし時代は大きく変わりました。平成の17年であります。随意契約で毎年上積みする方法はやめるべきであろうというふうに考えます。すなわち民間委託事業にしても適正な競争があつてしかるべきでしょう。ましてごみ減量が現実のものとなった今、絶対に必要な措置であろうと考えます。収集量の減少だけではないでしょうが、作業が午前中で終わってしまうのが大方の様式であります。実態に合った取り組みが肝要かと思いますが、市長の所見を求めます。

次に、焼却作業についてお伺いをいたします。

先にも申し上げましたが、民間に作業委託をする方向を選択して、その方向に動いたと承知しておりました。長い塵芥組合の歴史の中でやっとその目鼻がついた、その方向が定められたと思っているやさき、現実には今、職員の方々が焼却作業を実施されている。いつの時点でどんな理由で方向が変わったのかご説明をいただきたい。合併前の3市6町の広域化の方向と考え合わせれば大きな間違いではないのかと思いますが、理由と方向性を示してください。

最近建て替えがなされている施設では、現場の作業は民間に委託されているのがほとんどです。直営でなされる現場は全く聞いておりません。広域化の計画が持ち上がった時点でも、当然のことながらそれに向かって民間委託を考えていたのでありますが、それが大きな変化をしたその理由についてお尋ねをして、1回目の質問は以上で終わりますが、再質問は自席でやらさせていただきます。

先ほども申し上げました、菅佐原としては最後の一般質問です。どうぞ的確なご答弁をお願いして、1回目の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、市バスの関係について私の方から答弁させていただきます。

まず、1点目の合併後4か月余りたつがどのように使ってきたか、また学校はどのように使っているのかというご質問ですが、平成17年度合併後の利用につきましては従前どおり行

っております。ただ、その中で利用時間や運行距離については、要綱で規定しております範囲内で利用するようお願いをしております。

それから、2点目の審査方法でございますが、市バスの使用要綱、先ほどおっしゃいましたその中の第2条及び第3条に該当するもので、かつ観光やレジャー目的でないこと。それと審査項目でございますが、目的、それから運行範囲、運行時間、運行経路、利用人数等でございます。

それから、使用申請から決定までの期間とのことでございますが、学校行事につきましては3か月前から、それから各種団体につきましては2か月前から予約を受け付け、この時点で、先ほど申し上げましたが、項目等の内容を確認し、申し込み順に決定しております。

それから、申請書の提出につきましては、利用人数等を確認するため名簿も一緒に提出していただくことから、2週間前までをお願いしております。申請から決定までの期間でございますが、その名簿を提出していただいた後、だいたい3日から5日の範囲内で決定の通知をしているところでございます。

それから、申請が重複したときの対応ということでございますが、現時点では、市の行事につきましては庁内LANによりパソコンから利用状況が確認できます。また、各種団体につきましては、電話等により事前に照会があるため重複しての申請はございません。また、学校行事及び夏休みに利用の多い子ども会行事については、教育委員会で調整をいただいております。

それから、5点目の、申し込んでいっぱいの場合、要綱では無料になっているがということでございますが、先ほど申し上げましたように、電話等で問い合わせがあったとき、この日は入っておりますので、できればほかの日に利用していただけませんかと、そのような指導を行っております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、2点目の民間委託事業の基本的な考え方について、（1）の方からお答えしたいと思います。

現在、資源ごみにつきましては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律及び分別収集計画に基づき、平成9年から分別収集を実施しております。収集した資源ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定による委託基準に適合した委託業者の従業員8名と臨時職員4名で、必要に応じ分別、圧縮、梱包等の処理を行っており

ますが、残念ながら混入ごみが多く、手作業の選別への依存度が高いのが現状です。

委託業者につきましては、平成9年度は7業者による企画提案方式、平成10年度は5業者による見積書の提出、平成15年度は8業者の指名競争入札により業者の選定及び契約を行い、現在に至っております。資源ごみの選別処理業務の委託は、入札の方法、参加資格、委託の範囲、雇用の創出等につきまして十分検討し、来年度に向けて見直しを行い、処理コストの削減に努めたいと思っております。

次に、2点目なんですけれども、塵芥の収集委託業務の現状と今後の方向についてでございます。ごみ収集業務については、特殊な車両を確保する必要がある等の特殊事情を考慮し、以前から同一業者と毎年随意契約で委託しております。しかしながら、近隣の銚子市、八日市場市外三町環境衛生組合、佐原市、成東町、東金市等が既に入札制度を導入しております。本市としてもこのような近隣の状況や時代の趨勢を無視することはできませんので、入札制度の導入に向けて十分内部検討を行いたいと思います。

それから、3点目の焼却作業の方向でございますけれども、焼却施設については、現在、職員9名、臨時職員4名で作業を行っております。焼却施設の委託につきましては、現在従事している職員が非常に年齢が若く、しかも勤務年数が少ないため、当面民間委託は難しいと考えております。近年新設の焼却施設につきましては、議員ご指摘のとおり民間委託が主流となっておりますので、東総ごみ処理広域化推進協議会における広域ごみ処理施設計画の中で考慮し、対応していきたいと考えております。

なお、焼却施設の運転業務につきましては、平成15年1月でございますけれども、それまでは、菅佐原議員がご質問の中でおっしゃられたように、東総塵芥組合といたしましては全面的に、収集・運搬から始まりまして焼却施設の運転まで委託の方向で進められてまいりました。しかしながら、平成15年1月になりまして、ちょうど時期的にも退職職員が増えまして、委託にすべきかどうか再検討の際に、結果的に自前で行うと、職員で処理をするという方向になってしまいました。

理由でございますけれども、その当時の資料を見ますと、職員の初任給の給料、8名分になりますけれども積算等がされておまして、それと民間の一般的な委託料、それらを比較して、金銭的あるいは安全性等を考慮して、結果的に組合で直接職員が運転するという方向になったものと思われます。

民間委託の事業の基本的な考え方ということになりますけれども、今の3点、資源ごみの処理あるいは収集・運搬の委託、それから焼却場の運転、これらが委託の一番主流になろう

かと思いますが、総体的に考えますと、やはりごみの広域化に伴い委託が望ましいのではないかというふうに思っておりますので、広域のごみ処理計画の中に提案し、委託の方向で進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 57番、菅佐原滋之議員。

○57番（菅佐原滋之） 再質問をさせていただきます。

今、総務課長から答弁をいただきましたが、要はサービスの公平を期す、そういう意味で重複が全くないとは言えないでしょうし、それにこの問題は、いわゆる公平なサービスを長年行っていくという中にあって、むしろ私は、市のバスは最小限にとどめおいて、言うならばやめてしまって補助金制度に置き換えるべきであろうと、そうすることによって公平が期せるのではないかという提案をしたいと思います。

私の試算では、これは旧干潟町当時に算出したものでございますけれども、これは一般職でしたけれども、人件費といわゆる燃料費あるいはその他車検であるとか修理であるとか、いろいろあるかと思いますが、おおむね1,000万円を超えた経費がかかっております。それで、運行しているのは、新旭市になってもそのようですが、おおむね200件前後だというふうに聞いております。すなわち単純計算しますと5万円です。その5万円が、要するに一番最初の人全額、これは実際に経費を、駐車場や高速料金以外のいわゆる運転手の人件費であるとか燃料費を取れば、運送法の違反になりますから取れないわけです。そうしますと2番手の人は全額負担で、1番手の人はその部分について市のバスが利用できたという不公平が生じる。したがって、これは補助金の制度に置き換えるべきが公平を期すことにはしないか。

しかし一方では、やはり安直にと申し上げたらあれかもしれないけれども、安易に利用できる、率直な形で利用が約束されているということも必要でしょう。したがって、民間バス会社との、今、民間の中小の青ナンバーの営業許可を持ったバス会社はいっぱいあるはずですから、規制緩和の中でそういう方たちの大小のバスが契約によって利用できるのではなかろうか。もし同時に3台でも5台でもということになれば、その管理会社の契約会社がそれを見つけてそれに充てる、そういうことが可能になるのではないか、そういうふうに考えますので、このことはぜひご検討をいただきたい。

また、それこそ市長の言われる公平なサービスになりはしないか。ただ、民業を圧迫してもいけません。要は先ほど総務課長が答弁のように、観光目的でやったり何でやったりとい

う、いわゆる市バスのスタートですから、その中身がぶれるようなことがないように、要するに審査というのは適正に行われなければならない。その上では、やはり子どもはどうも研修目的というのが頭の中にあるものですから、事後の報告と申しますか、計画どおりこうやってこういう成果が上がったということが必要なのかなと。そうすることによってより適正な運行がなされ、効果があがるのではなかろうか。それと同時に、より多くの人に利用される、利用されやすい方法を研究していただきたい。

それと同時に、今考えられているのは、小・中学校の生徒のいわゆる対外試合であるとか、あるいはほかへの問題であるとか、遠足はどうか知りませんが、部分的に出張しなければならない、そういう時に父兄負担を少しでも減らして、有効的な中で試合なりその目的が達せられるような、達せられやすいような、そういう方向をご検討いただきたい。

何も一律の金額でなく、人数によるとか、あるいは距離によるとか、いろいろ検討する部分はあるかと思いますが、とにかく利用の申請のできるだけそのとおりに利用がされるような、そういう計らいをすることが肝要ではなかろうかというふうに思います。このことについて市長のご見解を承りとうございます。

それともう一つ、市のバスが運行されれば、当然のことながら道路上でいろいろなトラブルもあろうかと思います。事故があろうかと思います。そのリスクは、今私が申し上げましたような形でとよめることができる。そういうことも大きなメリットではなかろうかという思いもいたします。だからといっていいかげんな運転をするということではない。相手もプロですから、そういう点では非常に合理的な方向が選択できるのではなかろうかというふうに考えます。特に、学校関係の利用が集中するであろうそのことが、どうもやっぱり3台のバスで、本当にもともと遠慮して申請をしないみたいな、そんな話も聞いております。ですから、今まで重複が非常に少なかったということは、ある意味ではそのことを先読みしているのかという思いもいたします。ですから、そのことについてどのような方向で検討なさるかお伺いをいたしたいと思います。

次に、塵芥の問題でございますけれども、順序がちょっと狂いますけれども、焼却作業をいわゆる平成15年まで、いわゆる民間委託の方向でずっと検討してきたわけです。それで、突然に職員が採用されまして、いわゆるこの方向と申しますのは、職員が焼却作業に当たるという方向に改められた。このことはいわゆるごみ処理事業の広域化に逆行するものだったというふうに感じます。ということは、先ほど申し上げましたように、新設の施設では、千葉県あるいは関東、ある部分ずっと調べてみましたけれども、新設されたものについては職

員が直営で焼却作業をしているというのは、教えてもらいたいくらい無いです。古いものが引きずっているというのはあります。

ですから、このことについては今まで昭和50年代の半ばからその方針を決めて、職員が定年になれば補充しないで民間に委託していくという基本方針がこの年で揺らいたのかなという思いがしてなりません。それは、今、何町村が協議会から抜きたいみたいなことで暗礁に乗り上げている部分もあるやに聞いていますけれども、そのことが平成19年対応ということでもとて間に合わないということになるんでしょうが、しかし早晩、排ガスの問題や何かでもって広域化をして、ごみの処理を24時間でやらなければいけないだろうと。ダイオキシンの発生量を0.001ppmぐらいに落とさなければいけないということになれば、現状の中ではとてもクリアできる炉ではないわけですから、それを今、長期展望の中に置いておいて、職員の採用あるいはこの方向を選択なさったというのは大変な誤りではなかったのか、このことについて市長の率直な感想というかご意見をちょうだいしたいと思います。

それと、先ほども申し上げましたように、ステーションに集まるごみは漸減しております。これは、ごみ減らしの努力というかPR、住民の協力、これが効果を上げつつあるというふうに理解したいと思います。

ただ、一方で事業系のごみは増えているというふうに数値として出ているようですから、その点、どういうふうに理解すればいいのか苦しむ部分もありますけれども、現実の問題として、今、ステーションに集まるごみが少なくなって、集めている方々の作業時間というのが極めて少なくなってきている。それで、相変わらず随意契約で累積されるものですから、今、たしか104万3,700円、そういう金額が毎月払われている。ただ、粗大ごみや資源ごみの車両については単価がもっと安いんですけども、そういうようなものが払われている。せっかく一方で成果が上がったのに、相変わらず同じ台数が動いて同じ金額が払われている、これは不合理だと、ぜひともそれは善処してほしいというふうに思います。

それと、今までこの車両の、今、環境課長から答弁がありましたようにすべて随意契約です。もうそんな時代ではないと思います。競争があってしかるべきだろうというふうに思いますし、そうすることによって財政的にも幾らか浮くのではないかと。

ただ、ごみの処理は一方では市長の責任ですから、そうしますと、増えた事業系のごみは、その人たちが今の発想の中で、ステーションを回ってごみを集める収集業務委託車両は減るであろうという前提に立って申し上げております。そうしますと、その人たちも生活がありますから、当然のことながら事業系の許可、許可を出すのも市長です。許可権者は今までは

組合長でしたけれども、今度は7月1日からは市長のはずですから、市長がそちらの方に振り替えると言っては何ですけれども、そういうことになるのか。そうすることによって、ほぼ同じ数量のごみが出た時に、事業系もしくは組合委託車両、どちらかがきれいに収集して、ストックヤードへおさめるというような形になるかと思います。したがって、まずはステーションからのごみの収集業務についての委託の方法をもっと具体的に、今、入札という話が出ていますけれども、いつ、どんな方法で決定をしますか。それで平成18年度からはそれが決定されるのかどうか、そのことについて伺いをいたしたいと思います。これは当然のことながら来年度の予算に関与するものでございます。ですから明確なご答弁をちょうだいしたいと思います。

それといま一つ、資源ごみの委託については、あの施設そのものは東総塵芥処理組合が企画し設営したものです。それを今現在は共同リサイクルという会社に作業委託をして、それで適切な処理を行っているということでございます。このことについて将来ともこの方法をとられるのかどうか、やめられる、あるいは変えられるということにすればどうなるのか、その辺も伺いしとうございます。

まずは再質問のご答弁をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、菅佐原議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まず市バスの運用の件でございますけれども、これは率直に言わせて、私も菅佐原議員とほぼ同じような考えを持っています。できれば補助金制度に変えるべきではないのかという考えを持っていますので、そういった方向も含めてこれから検討をさせていただきたいと思います。

それから次に、ごみの問題でございまして、焼却場に平成15年職員を採用して、職員による焼却作業に当たさせたのは民営化に反するものではなかったかということでございますけれども、これについてはその当時、ちょうどいい職員が臨時募集をしたら集まってきた。私が正直言って管理者ではございませんから、そのいい、悪いは避けませんが、当時相談を受けたのは、そういったことで非常に優秀な職員が集まってくれたから、そういった職員であれば、ごみの広域化を当時から模索しておりましたから、そういった時までの間なら十分それでつなげるだろう、そのような考えのもとに実施をしたように覚えております。

正直言って、これから広域化で行うごみの処理場等が、民営化も当然含めて考慮していく

でありましょうから、そういった中で民営化をするということであれば、あの職員の皆さん方であれば、十分そういった中でも活用をしてもらえだけの能力を持った職員の皆さん方ですから、そういった方向でお願いもできるでしょうし、同時にまた、あの地区には東総衛生組合があったりというような形の中で、一つ組織の中でというような考慮もこれから配慮もできるのではないかと思います。いろいろな意味で、これからどうやったらごみの処理という問題が市民の皆さん方に負担が軽くて済むのか、そういったことを十分配慮しながら検討をさせていただきたい、そのように思います。

それから収集委託、ごみの量が減っているにもかかわらずという問題がございました。正直言って勉強不足で、あまり詳しいことをきちっとつかんでおりませんものですから、しっかりと勉強させていただいて、そしてどういった方向に持っていったら市民のためになるのか十分検討をさせていただきたいと思います。

ともあれ、この問題は今、東総広域の中で広域化でごみの焼却をしようということを考えておりますから、そういった中で十分に検討させていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

資源ごみの活用の方法についても、そういった中でしっかり検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 正一郎） 57番、菅佐原滋之議員。

○57番（菅佐原滋之） 市長の前向きな答弁をいただきまして、財政的には非常に小そうございますけれども、やっぱり切り詰められるというか、当然切り詰めなければならない部分ですから、それをぜひやってほしい。

それと、今、私は申し上げていいかどうかちょっと迷ったんですけれども、いわゆるリスクの分散と申しますか、そういう意味で、残念ながら焼却作業を直営にした直後に大事故を起こしているわけです。それは、いわゆる新人職員が大勢になって、教育が行き届かなかったか監督が届かなかったのか、その辺のことについては私は触れるつもりはありませんけれども、やはり直営で作業をしてきますと、要するに市というか、いわゆる直営ですから、自治体が職員として採用した以上、一生面倒を見なければならないという、そういう部分があります。

しかし、逃れるわけではありませんが、民間委託ですれば、民間委託の方々は熟練した方々を配置するでしょうし、多少賃金の上で、先ほど環境課長が言われるには、新入社員の

給料と委託の給料を並べてみたら新入社員の方が安かったから、そっちを採用したみたいな答弁だったんですけれども、これは皆さんご承知のとおり、日にちがたてば、年数がたてば、当然のことながら職員の方が上向くのは当たり前の話でして、その辺の合理化も含めて、やはり今どこでも民間の委託に切り替えている。

しかも、どうしても広域になりますと24時間体制、今の状況ですと、今の旭市の所有している焼却炉でも、八日市場市のものを足しても1日燃すほどないと、したがって銚子市のものもという。ところが、今の炉ではダイオキシンの排出の部分がどうしても改善できないから、大きくして新設をするという方向を今まで選択してきたわけですが、それがいろいろな理由で頓挫しそうになっている。ちょっと心配していますけれども、いずれにしても合理的な部分を選んでいって、先ほども申し上げましたけれども、短期的でなくて長期的に考えたときにどうなるのか、そのことを念頭に入れて、厳しい財政の中から出すわけですから、やたらと人を増やせばいいというものではないですから、とにかくその点についてご検討をいただく。

それといま一つは、今、市長が言われましたように、市バスの経営についても、これは率直に私の試算では1回5万円なんです。ところが、新装のバスというのはどうしたって3,000万円近くするでしょうし、それが10年もって幾らだと、あるいはその間に車検が1回幾らだと。運転手の人件費についても、今まで各町の対応が違います。いわゆる一般職を充てるのか、あるいは委託の運転手を充てるのか、総務課長ご答弁のように少なくとも2週間前には決まってしまうわけでしょう。ですから、その時に何日のこういう日程の運転をあなたにお任せしたいとか、あるいはそっちでやってくれとか、現状の改善も考えていってほしいと思います。ですから、今採用されている方々がほかに仕事があるでしょうから、十分に活用いただいて、そういう方向を検討していただくのもどうなのかということで、まずは市バスの運転業務に当たる方の身分といいますか、それは今どんなふうになっているかお尋ねをしたいと思います。3台のバスの運転手の方々です。

最後になりますけれども、焼却作業についてはそういう形で、これは当面の問題というよりは、広域化がなった折と申しますか、そんなことになる、展望が先になってしまいますけれども、そういうことを念頭に置いて検討していただきたいということで、まずは簡単なことで答弁いただいて、終わりたいと思います。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 菅佐原議員からのご指摘の件、十分配慮させていただいて、これからのごみの処理問題に当たっていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、市バス運転手の身分ですが、旧旭市と旧干潟町につきましては職名は運転手でございます。旧海上町につきましては委託をしております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、２時まで休憩をいたします。

休憩 午後 １時４９分

再開 午後 ２時 １分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高 木 寛

○議長（林 正一郎） 引き続き一般質問を行います。

10番、高木寛議員、ご登壇願います。

（１０番 高木 寛 登壇）

○１０番（高木 寛） 日本共産党の高木寛です。私は、子育て問題とごみ問題の二つの分野にわたり一般質問をいたします。

まず最初に、子育て支援の充実を求めることについての質問です。

国立社会保障人口問題研究所が行った調査で、2007年を日本の人口が減少に転じる分岐点だと予測しています。国は、少子化の克服のための政策として、'03年に次世代育成支援対策推進法を作り、その中で地方自治体に地域行動計画を作ることを義務付けました。当旭市では、それぞれの旧市町の総合計画を基にして、本年３月に旭市次世代育成支援行動計画として公表されました。その中で、施策の展開として、地域における子育て支援の充実では36項目の重点事業や取り組み方針、親と子の健康づくりと福祉の充実では23項目、心身ともにた

くましい子どもの育成では30項目、子どもが安心して育つ安全なまちづくりでは15項目が計画され、今年度を初年度として平成26年度までの10か年計画ですが、前期計画が5年目で見直しがされ、平成22年度には後期計画が策定されますが、毎年、計画の実施状況が把握・点検され、住民とともに進行管理をすると明記されていますが、現段階での状況把握をお示してください。

私は、子どもを産み育てる環境を整備し、子育て支援の施策を充実することが行政に求められることであり、住民の要求を実現でき、子育て家庭にとって安心して暮らせるまちになると思いますが、前期実施計画の目標事業量は余りにも低い水準であると指摘します。

具体的には、つどいの広場事業では5年後までに1か所です。地域子育て支援センター事業は現在3か所ありますが、5年後でも2か所だけ増やす計画でしかありません。乳幼児健康支援、一時預かり事業では現状のままです。何点か指摘しましたが、全体的に見直しをすべきではありませんか。だからといって数値だけを引き上げても、施設整備や人件費などの財政的な保障がなければなりません。市長の見解を求めます。

特に、親と子の健康づくりと福祉の充実にある小児医療の充実の項目での問題で、乳幼児医療費助成制度がありますが、この制度は子どもの命に直結し、子育て世帯の経済的軽減にとって大事な制度です。現在の制度では入院が小学校就学前のお子さんまでで、通院が3歳未満のお子さんまで保障の対象となっています。これを通院も小学校就学前までに引き上げ、子どもの医療費無料化を小学校6年生までに拡大する、このような構想はありませんか。

また、経済的理由から就学困難な義務教育期間中の子どもへの支援としてある就学援助制度の充実を要求します。この制度を利用されている現状の説明を求めます。

この制度は、今まで国が特定財源として補助してきましたが、今度一般財源化され、そのために地方では支援内容や支給額の切り下げを行おうとしています。また、就学援助対象者を狭めようともしていますが、市当局の見解を求めます。

子育て支援の充実を求める質問の最後になりますが、保育料のさらなる引き下げを要求します。合併により、1市3町では低いとされていた旧飯岡町に合わされましたが、それは3歳未満児であって、現在、7階層、9段階あるすべてには及んでいません。市長の明快な答弁を要求して、この問題を終わります。

次に、二つ目の分野のごみ問題についての質問を行います。

最初に、生ごみの堆肥化の推進ですが、一般廃棄物の約3割、家庭ごみの5割程度を占める生ごみを分別・減量することは多くのメリットがあります。

その一つに、分別・堆肥化することで焼却ごみを大きく減らすことができます。水分が多くて燃えにくい生ごみを燃やすための補助燃焼する燃料の節約にもなります。

二つ目は、生ごみの中には植物が育つために必要な窒素、リン、カリウムその他の微量元素も含まれています。これを焼却処分してしまうことは物質循環を途切れさせてしまうことになります。

三つ目は、化学肥料や薬剤の散布によって作物の病虫害被害が広がっていますが、土地の肥沃度は作物の成長、健康に密接な関係があります。有機物を発酵させた堆肥は土づくりのためにはかり知れません。

具体的な取り組みとしては、各家庭から収集して堆肥化センターなどで一括して堆肥化するものや、約100世帯規模の住宅を対象にした小型堆肥化施設を設置して、そこで一次発酵させる施設型、規模を大きくしたコンポスト化プラントを作る。また、新聞で紹介された山田町でのバイオマス事業の取り組みなど、旭市としての構想はありますか、あれば伺います。

また、現在利用されている各家庭での生ごみを堆肥化させる容器への補助金の総枠の拡大を図ることや、電動生ごみ処理機購入補助金を増やすべきではないでしょうか。

また、茨城県取手市で行っているEM菌を米ぬかやもみ殻で発酵させたものを協力家庭に密封容器とともに配布し、各家庭では生ごみとそのEMぼかしを混ぜて配布された容器で保管し、シルバー人材センターのメンバーがこれを定期的に回収して、堆肥化工場で3か月寝かせて堆肥に生まれ変わらせるというものです。取扱量としては、月に約8トンの生ごみから約800キロの堆肥を作り出しているそうです。そして、できた堆肥は協力してくれた家庭に配布したり、試験農場で野菜作りや米の栽培に利用していると報告されています。

このような事例を紹介しましたが、旭市では生ごみの堆肥化に対してどのような見解を持ち、取り組みを進めようとしていますか伺います。

次に、分別収集を進める対策についてですが、現在、指定袋で9種類に分別され、4種類の専用袋で回収されていますが、この点についてはどのような見解をお持ちですか伺います。

私は、資源ごみとして回収する専用袋を廃止して、代わりにプラスチック容器のコンテナを通関箱として何度でも利用すれば、無駄な経費としての袋代もいらないのです。

次に、ごみ袋の値下げを求めることについてですが、現在、旭市ではごみ袋の値段は4.5リットル物で10枚で450円、銚子市では300円、佐原市では100円です。旭市は高いと思いませんか。製造原価は幾らですか。まして資源ごみとして回収する専用袋は250円です。これは即刻無料にすべきだと思います。この不況のもと、家計のやりくりをしている市民にとっ

てごみ袋の負担は、たかがごみ袋では済まされない状況があります。明快な見解を伺います。

値下げする一助として、現在ごみ袋を取り扱っている販売店のほかに、行政の公的施設での販売窓口を設ける試みはどうか。そうすれば、販売店に支払っている1割の報奨金を引き下げ、値下げの原資になるのではないですか。また、指定袋そのものを民間が作り販売まで扱う。当然競争原理が働き、袋単価の引き下げにも連動するものではないでしょうか。

答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 次世代育成支援行動計画の事業内容が計画上低いというようなご質問でございますけれども、議員がおっしゃいました前期実施計画、これは平成17年度から平成21年度まで8項目ございまして、それを5年間で取り組んでいくというようなことで作成をしております。この8か所の中でも延長保育も1か所、市の財政等の問題もあると思いますけれども、そういう中で、5年間で旭市としてどれだけこれをしていけるかというようなことで、旧1市3町それぞれの委員さん方に検討していただいて、新旭市となる一堂に会していただきまして、こういう段階で進めていこうという形で決定したものでございます。

この新しい内容といたしましては、今までなかった休日保育というのも2か所実施していこうと。これは約73%の方が今現在必要としてはいないということでございますけれども、今後の就労形態の変化とかニーズが予想されますので、これから2か所の検討をしていかなければならないと考えております。そういう新たな2か所というのもございますし、それと一時保育事業というのも6か所から9か所と、3か所増やすということもございます。

それから、地域子育て支援センターも3か所から5か所ということになっておりますけれども、これも今現在、旧旭市と旧海上町の鶴巻保育所とおうめい保育所の2か所やっているんですけれども、これを干潟、飯岡が核となるような保育所で支援センターを設けていきたいと思っております。

いろいろ申しましたけれども、旭市が5年間で進めて完了できるというようなものをこの8項目というような形で前期計画として盛り込んでございます。

それから、保育料ということで、合併に伴いまして7月に保育料の見直しをいたしまして、今現在は国の基準の7割というような形で決定いたしまして、平成16年度に対比いたしますと3,300万円ほどの減額となっております。また、7月ですので3か月というような状態の

中でさらなる値下げというのは、今現在では事務局としては考えておりません。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、私の方からは乳幼児医療の関係につきましてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、本事業は小学校就学の始期に達するまでの乳幼児について医療費の支援をしようとするものでございまして、3歳未満児は入院並びに通院について、未就学児につきましては継続して7日以上入院した場合を対象とするものでございます。

なお、市町村民税の所得割の課税世帯につきましては、入院について1日、通院につきましては1回につき200円の負担をしていただくという制度が設けられております。

また、本事業の本市における対象者は年間およそ3,500人、並びにその経費は年間約5,500万円程度となっております。これにつきましては、千葉県の交付要綱に基づきましてその2分の1が補助金として交付されております。

なお、本事業の拡充をとのご提言でございますけれども、合併前の旧1市3町とも同じような支援であったため、当分の間は現行のとおり引き続き支援をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） ごみ問題の（1）の堆肥化の推進を求めることからご回答したいと思います。

生ごみの堆肥化につきましては、現在、コンポストの設置補助と電動生ごみ処理機の購入補助を行っております。特に電動生ごみ処理機につきましては、旧旭市、旧海上町で購入補助をしておりましたが、合併により全地域が対象となりました。

市が主体として生ごみの堆肥化をする場合、施設建設、維持管理、分別の徹底、収集・運搬、コスト等を考えますと、すぐには難しいかと思いますが、農業団体の協力が得られなければ不可能ではないかと思っておりますので、バイオマスを含めて東総ごみ処理広域化推進協議会でのごみ処理計画に議員のご質問の趣旨をぜひ提案したいと思っております。

なお参考までに、生ごみ処理機でございますけれども、予算の範囲内で補助をしておりますけれども、本年度は36台、金額にして85万8,000円、それからコンポストが69台、31万9,200円となっております。

続きまして、2点目の分別収集を進める対策を求めるご質問でございますけれども、分別収集については、容器包装リサイクル法第8条及び市の分別収集計画に基づいて、ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりすべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を基本的方向として定めて取り組んでおります。

資源ごみの収集については、リサイクル法の分別基準により9種類に分別し、指定袋による収集を行っております。指定袋の収集は、ごみが排出しやすく、運搬作業においても効率がよく、また資源ごみの選別処理が容易ですが、袋が使い捨てとなってしまう欠点もございます。現状においては、分別収集のための施設が袋に対応した設備となっておりますので、可燃・不燃・資源ごみ6種類の指定袋による分別収集をとらざるを得ません。

それから、3点目のごみ袋代の値下げを求めるというご質問でございますけれども、ごみ袋の指定袋代を近隣と比較いたしますと、可燃・不燃で安いところでは銚子市の20円、高いところでは山武郡環境衛生事業振興組合、当市の場合は確かに上位の位置にありますが、資源ごみについては、小見川町外二ヶ町清掃組合のペットボトルの30円を除けば、やはり一番高くなっております。

旭市の可燃・不燃ごみ(大)45円、資源25円のごみ袋代は、手数料として多く負担いただき、税負担とのバランスを考慮して設定された価格であり、市民のご理解が得られているものと思っておりますが、運営や処理方法等に創意と工夫を凝らし、将来値下げができるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解くださるようお願いいたします。

それから、公的機関でのごみ袋の販売ということでございますけれども、本庁、支所につきましては検討する必要があるというふうに思います。現状におきましてはすべて販売店ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(林 正一郎) 10番、高木寛議員。

○10番(高木 寛) それでは、自席で再質問をさせていただきます。

最初の問題の子育て支援の充実を求めるということなんですけれども、どうして旭市次世代育成支援行動計画を策定するような方向になったのか、このことについて市長から見解を求めます。要するに少子化に対して市長はどういう見解をお持ちですか。

先ほど1回目の質問の中で、推進体制で、事業目標量がこの行動計画の中では示されていまして、あまりにも低い水準ですから引き上げをという質問をさせていただきましたけれども、あまり前向きな答弁がなされなかったというふうに聞きましたので、併せてこれも市長から直々にご回答いただけたらと思います。

それから、保育料の引き下げの件なんですけれども、確かにこの間下げたばかりだから、またすぐ下げるのはどうかというようなご回答なんですけれども、やはりこれは次の予算措置も考える時期になってきていますので、当然考えるべき時期だというふうに思いまして質問しました。

というのは、保育料にしても、それから子どもに対する医療費にしても、子どもを育てる世帯、家庭についてはかなり負担になるわけなんです。ですから、少子化に歯止めがかからないといいますが、要するに子どもを産み育てる環境があまりにもひどい状況だからの１点で保育料の値下げを求め、また医療費の補助を求める、そういうことを子育て世帯の家では市に対して要望しているわけなんです。ですから、それに応える義務が市長としてはあるのではないかと。要するに財政的にそういう方向性を持つということです。

それから、いろいろな施設についてもきちんと対応できる、そういう施設が、例えば子育て支援センターは３か所なんですけれども、５年後でも５か所にしか増やさないという低い計画でしかないと思うのです。やはり１市３町は地域が広がっておりますので、それぞれ要するに乳母車を押したままお母さんが相談に行けるとか、子育て支援センターに行けるような、そういうきめ細かな状況を行政として作ってほしい。決して３か所だからいい、５か所だからいいということではなくて、近場にそういう子育て支援センターがあれば、やはり子どもを育てていく家庭にとっては心強い施設だなというふうに感じると思いますので、ご一考をお願いします。

それから、生ごみの堆肥化の問題なんですけれども、大きな仕事としては、バイオマスを考えて新しいエネルギーを見出していく方向も、これはかなり資金的にも投資する必要があると思うんですけれども、そういうものの構想は無いのかということをお尋ねしておきます。

それから、先ほど課長がお答えいただきましたけれども、資源ごみの袋、これを東京都などでやっているプラスチック製の通関箱にして、何度でも使い回しできる、そうすれば資源ごみの２５０円なんですけれども、この袋代はかからなくなるし、それから分別もきちんとできる。要するに袋だと、缶、瓶が一緒とは言いませんけれども、家庭での協力がより得られる方向ではないでしょうかということで、ぜひコンテナといいますか、通関箱といいますか、そういう方向で改めたらどうか。当然資源をいただくのですから、これの２５０円そのものは家庭からは取らないと、要するに無料にする方向をぜひ望みたいと思います。

それから、４５０円の袋代、確かに銚子市、それから佐原市、低い所を挙げましたけれども、そういう状況もきちんとできるわけなので、課長の答弁の中で、市民の理解が得られている

から450円ということのお考えなんですけれども、やはり市民にとってみたら10円でも安い方がいい、そういうふうに私は思いますので、これもご一考をお願いしたいというふうに思います。

以上再質問です。よろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、高木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、少子化に対してどう考えるのかというご質問でございましたけれども、本当に大変な問題ととらえています。そういった意味では、若いご夫婦が子どもをできるだけ育てやすい、そういった環境づくりに全力を挙げたい、そのように考えます。そういった環境を作る上でも財政の健全化をきちっとして、そしてそういったところにお金を回せるような対策をきちっと立てていきたい、そのように考えております。そういった形ができた上で、できるだけ子育てがしやすいような環境づくりに努めたいと思っておりますけれども、そういった反面、市民の皆さん方にはできるところはご協力をいただきたい、そのようなお願いもさせていただきたいと思います。市民の皆さん方の工夫によって、そんなに行政がお金を使わなくても対応できる部分もたくさんあるだろう、そのように思います。

また、子育て支援センター等、子育てに対する相談ができるような所に関しましては、本当に議員がおっしゃられるように、できれば各保育所で対応ができるようにしたい、そのように考えています。そんなに大げさなものでなくても、例えば所長なりベテランの保育士の皆さん方が、そういった意味では簡単に対応ができるような形というものも考えて、お母さん方が子育てで悩んでいるような問題があった時にはいつでも相談に乗れる、そのような対策も考えたいと思っています。

ただ、総体的な少子化の問題に関しては、単純に経済的な面だけではとらえられない面もあるだろう。職業に関係なくどんな分野でもなかなか結婚をしない、子どもをつくらない、そういった傾向が強くなっておりますので、そういった意味ではそういった支援体制をとりながら、また若い皆さん方には、子どもをつくって少子化に歯止めがかけられるような考えもきちっと持っていただけるようお願いをしたい、そんなふうと考えております。

それから、生ごみの処理にバイオマス等を利用したエネルギーなどの転換もというようなお話もございました。この問題は正直言って、その施設が簡単に経済的にペイできるようなものであれば簡単に取り組めるんですけれども、今の段階では施設の設備投資に金がかか

って、非常に採算、効率が悪い、そういった問題がありますので、バイオマスの利用等につきましてはこれからも大いに研究をしていきたい、そのように思います。

生ごみの堆肥化の面に関しては、これは農村地帯でございますから、そんなに大げさに構えなくても、正直言って、我々の近所の皆さん方が私のところへバケツへ入れて持ってきてくれば、いつでもあの堆肥化はできるような体制にありますし、畜産農家はそれだけの施設を持っています。そういった周りの農家の皆さん方等もご利用いただけるというような形をとらせてもらえれば、その辺はこういった地帯でありますからもっと簡単に処理ができるだろう、そのように思いますので、単純に市で広域の施設を造るというだけでなしに、畜産農家あるいは野菜農家でも堆肥を作っていますから、そういった周りの農家の皆さん方の施設もご利用いただけるようなご配慮もいただければ、もっと生ごみの減量化にはなっていくだろう、そのように思いますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） ただいまの再質問なんですが、市長から答弁がありましたけれども、バイオマスの関係でございます。市長の方から研究したいということでお話がありましたけれども、先ほど議員の方から山田町のバイオマスのお話もちょっと出ました。これにつきましても、国が全国5か所に実施された実証実験の一つということで、実験施設ということになっております。またもう一つ、平成17年11月7日の新聞ですけれども、県が千葉大の協力を得ながら、サンプスギの間伐材を使ったバイオマスの研究施設を東金市の方に造っております。

というように現在設置されているのがほとんど実験用ということで、コスト的にも非常に高く、研究はこれからしていかなければならないというふうに思いますけれども、市の方としては、生ごみ処理機とコンポスト、そちらについても1軒1軒の堆肥化であれば可能であります。ただ、アパートあるいは庭等がない場合はこれはできませんけれども、そちらでもかなりの効果があるのではないかというふうに思っております。

それから、資源ごみのコンテナ方式ですけれども、県下におきましては千葉市がやっているのは有名なんですけれども、コンテナ方式をとりますと、確かにごみの袋もいらなし、それから議員のおっしゃるように分別の方もかなり徹底されるということになりますけれども、千葉市の状況、ちょっと私の記憶ですが、前の日にコンテナを配りまして、折り畳み式でコンパクトになるものなんですけれども、特殊なユニックといいますか、コンテナを積み込む車両を使いまして回収し、資源ごみのセンターに行きますと、一度見学に行ったことが

ございますけれども、かなり人的にすごい人数の方が分別に従事しているということで、旭市の現状の方式ではちょっと導入は無理かなという状況にあります。

千葉市の場合、コンテナ方式を使いますとかなり広い敷地が必要になりますので、工場跡地のような広い場所でやっております。旭市のクリーンセンターにつきましては、ご覧のとおり車の駐車場もままならないという狭さでございますので、これから広域ごみ処理の中で検討をしていきたいというふうに思います。

それから、ごみの値下げのことなんですけれども、できるだけ安くしたいというのは私も議員と全く考えは同じなんですけれども、私は7月から担当になりまして現状を見ますと、かなりごみ袋においてもいろいろなものの混入が多く、どうしてもコストがかかってしまうような状況にあります。私どもの方の旭をきれいにする会あるいは容器包装リサイクル推進委員等を通じまして、市民の皆様と機会あるごとに、ごみの搬出についてきちっと分別をしていただければ費用は簡単に軽減することができると。特に資源ごみであれば、極端なところ議員がおっしゃるように、完全に分別されていればほとんど有価物になりますので、無料化も可能であるというふうに思っておりますけれども、やはりクリーンセンターに来ていただきますと分かりますけれども、非常に分別が悪いというのが現状でございますので、現状の中で今後工夫をしながら、値下げできるような方向で検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 高木寛議員の一般質問を終わります。

金 杉 佐久治

○議長（林 正一郎） 続いて、67番、金杉佐久治議員、ご登壇願います。

（ 6 7 番 金杉佐久治 登壇 ）

○ 6 7 番（金杉佐久治） 67番、金杉であります。通告に従いまして、私は大きく分けて2点について質問をいたします。

早いもので新市旭も合併から4か月、順調な推進をしていることにつきましては、執行部をはじめとする関係機関皆さんの一体となつての努力の結果でありまして、ここに感謝を申し上げますとともに、今後もなお一層の精進、推進をお願いする次第であります。

また、去る10月29日には、合併記念式典が県知事、国会議員の先生方をはじめとする大勢

の来賓の出席のもとに盛大に開催されましたことは、出席者一同感激を新たにしたところでありまして、また私もその中の一人であります。その時のあいさつにもありましたが、県下でもトップを切って合併に取り組み、海と山と緑、恵まれた環境の中で歴史や伝統文化を持った1市3町がここに一つになったということは、すばらしいことだというふうに感銘をずる次第であります。

さて、これからはこういった恵まれた宝を持ちぐされにしないように、新生旭市の発展にいかにかし取り組んでいくかということでもあります。今の旭市はスタートラインから出発したばかりであります。これからが本当の正念場を迎えるわけであります。そのための新旭市の建設計画があるわけではありますが、私は、新建設計画が六つあるわけですが、その中の2点を取り上げまして質問をいたします。

第1に、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについて、この面では神子議員と一部かみ合う点もありますが、私の立場で質問をさせていただきます。

旧市町の伝統文化を尊重し、地域の均衡ある発展の推進云々という言葉がうたわれております。私どもの地域にも固有の歴史や史跡、民俗、芸能等たくさんの文化があります。干潟と言えど何と言っても大原幽学ということになるわけではありますが、まず私は大原幽学記念館の活用法についてお伺いをいたします。

ご承知のように、幽学先生は、混乱した江戸末期から明治初期にかけて住民の教育、農業の振興その他に偉大な業績を尽くされた方です。平成3年に国の重要文化財として文部大臣から指定を受けまして、平成8年3月に幽学記念館が竣工されたわけでありまして。ここであえて言う必要もないかも知れませんが、言わせてもらいますれば、敷地面積4万2,000平米、鉄筋コンクリート2階造りでありまして、延べ床面積は1,104平米と誠に近代的な施設を備えた立派な建物であります。そのほかにも旧林家の住宅、キャンプ場、小動物園等があるわけではありますが、これらの施設を有効に活用して今後の文化の発展に結び付けることが市の責務と考えているわけではありますが、大原幽学記念館の位置付けと文化をはぐくむまちづくりにどのように取り組み推進するのか、まず第1点、市長にお伺いをいたします。

それから、小さな2で地域間の文化活動の交流についてであります。

これも一部かみ合う面もありますが、新市建設計画に各地域間の文化の交流を図るとうたっております。大原幽学を含めた交流事業について、現在の市には各地区にもいろいろな文化や遺跡もあるわけですが、それらの交流事業についてどのような取り組みをなされ

るのか考えがとおりなのか、できれば具体的にお聞かせをいただきたいと思います。この点についても神子議員とかち合う面がありますが、よろしくお願いをいたします。これは教育長、関係課長にお願いいたします。

小さな3であります、学校教育、生涯学習への取り入れ、取り組みについてであります。

学校教育については、郷土の歴史教科書等の取り入れで、地域の歴史や文化を勉強して郷土のよさ、ふるさとを愛する心を養っていくということが大切なことだと考えます。また、現在もやられていることにつきましては敬意を表するわけではありますが、ここに新旭市が合併したわけではありますが、新市にふさわしい新しい地域の歴史教科書の発刊等を含めて、今後の取り組みについて伺いをいたします。

生涯学習についても同じようなことが言えると思いますが、各地域には大原幽学をはじめとして多くの史跡や歴史文化があるわけであります。郷土の歴史文化を再認識する意味でも、市内全域にわたった緻密な交流事業が必要ではなかろうかと考えておりますが、それらについて伺いをいたします。

それと小さな4で、歴史と民族特集号の今後の発刊について伺います。

各地域にも干潟と同じような文集あるいは発刊物があることは存じておりますが、我々の干潟地域では、大原幽学記念館を中心として文化財審議委員、歴史民族研究会等のお力で、特集号が今まで5回発刊をされております。地域の歴史を取り上げた貴重な資料であります。今回も6号が出版の運びになっているということも聞きますけれども、郷土史に取り組む貴重な資料として現在喜ばれておりますので、今後も、合併になったわけではありますが、ぜひ続けていただきたいと願うわけではありますが、今後の取り組みについてぜひ前向きなご回答をお願いいたします。

次に大きい2であります、快適でうるおいのあるまちづくりについて、これも新市まちづくりの主要施策でありまして、重点プロジェクトの中に、私どもの地域の長熊公園、それと太田溜池とともに亀城堰が入っております。

ご承知のように、亀城堰につきましては、この土地は財務省管轄の国有地でありまして、今まで30年余り全くの手つかずで今日に至っておりますし、4町歩余りという広大な土地が眠ったままになっているのが現状であります。考えてみれば全くもったいない話ではありましたが、何せ今までの小さな町では財政的な余裕もないままに現在に至ったというのが現状です。

問題は、ごみ戦争と言われる昨今、不法投棄が後を絶たないわけであります。これについ

ては今までの干潟町としても積極的に取り組みまして浄化作戦を行ってきました。最近では監視員の導入あるいは地域のボランティア、そして郵便局の配達員の皆さんにまで協力をいただきまして、きれいにする運動をしまいいりました。そのおかげで今のところは大きな問題にはなっていないわけであります。しかしながら、このままで放置するということになりますと、ごみの山になるおそれがあります。また最近では、湖面が汚泥でぬまったためにガマの穂が繁茂してまいりまして、冬の木枯らしの時期になりますと、そのガマの花粉が周辺住家一帯へ雪のように散乱をして苦情が相次いだことがあります。それらの対策を含めてどのようにお考えになられているのかお伺いをいたします。

それと2は、この土地は国のものでありますが、今回、国の改正によりまして、地域の公共物あるいは土地は積極的に地元に払い下げるといふ、そういう通達が出されたそうで、昨年、私もそういった通達が来ているということは聞きましたけれども、その後どうなっているのか、どのような手続きがあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと最後に、今後の有効利用法であります。この湖は、もともと野鳥の園と言われたようにきれいな水が澄みわたって、いろいろな種類の野鳥、渡り鳥、カルガモ、水鳥等が飛来をいたしまして、遠くの方々まで目をなごませていたわけであります。また、周囲の環境も今から20年、30年前は素晴らしいものがあったわけでありますが、それとその利用法についても、一時は埋め立てをして福祉事業施設を造るとか、あるいは体育施設を造ったとか、いろいろな話がなされたわけでありますが、それらはまだ話し合いがなされないということで立ち消えになっておりました。

私の考えですけれども、やはりここはきれいな環境を作って、いろいろな野鳥が集まるような、そういう野鳥の園にすることが最高ではなかろうかと、そう思われます。10年前、この亀城堰に7羽の白鳥が飛来をいたしまして周辺の注目を集めたことがございました。しかしながら、いかんせん周囲の環境も悪く、また湖面が本当のわずかだけしか残されていないために、7羽の白鳥も二度と来るといふことはなかったわけでありますが、そういう環境づくりについてどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 金杉佐久治議員の一般質問は途中ですが、3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時22分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金杉佐久治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、金杉佐久治議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

私からは、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについて、国指定の大原幽学記念館をはじめとする市内各地域の文化施設、資料、遺跡等を今後どのようにまちづくりに生かし取り組んでいくかという質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

干潟地区をはじめ飯岡地区あるいは海上、旭地区、そういった所にはさまざまな古文書あるいは国・県・市指定の文化財、出土品等、市民の共通の財産がたくさんあるわけです。そういったものをしっかりと収集・整理をし、これからもその保存活用に努めてまいりたい、そのように考えております。

実は、よく私はこの旭市を見て、すばらしい要素の整ったまちだというお話をさせていただきましても、そういったいろいろな施設整備というのは、本当に旭市が長年かけて、祖先の皆さん方からそれぞれがしっかりと努力をしてきてくれた結果が、こういったまちづくりにつながってきているわけであります。その旭市には、大原幽学先生は言うまでもなく幕末の農村指導者、その指導があったおかげで、私は今のこの地域の農業の実態があるのではないかと、そう思っておりますし、この間は、NHKの公開録画で天保水滸伝を題材にした昇る旭の水滸伝、そういったNHKの公開番組が来て、東総文化会館で公演されたわけでございますけれども、そういった中で飯岡助五郎の話が出、飯岡助五郎は天保水滸伝では悪役として描かれているけれども、当時の飯岡の漁村を救った恩人である、そのような話が出てまいりました。そういった祖先に思いをはせて、そしていろいろな大勢の偉人の皆さん方の活動というものをこれからはしっかりと子どもたちに伝えていくというのは我々の大きな仕事だろう、そのように思います。

そういった意味でも、今、金杉議員の質問ですからお答えをさせてもらっているんですけれども、大原幽学先生の映画なども平幹二郎によって撮られているわけですから、ああいっ

たビデオ等も今度はいろいろな場所で公開をさせていただいて、そして大原幽学の歩みというものもこれからの子どもたちにしっかりと教えていく必要があるだろう、そのように考えております。そういった意味では、そういった文化財、古文書等のきちんとした保管整理と一緒に、そういった祖先の歩みというものを子孫に伝えていきたい、そのように思っておりますので、これからもよろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについての2番目の地域間文化活動の交流についてというご質問にお答えしたいと思います。

旭市におきましては、貴重な遺跡や文化施設はたくさんございます。これを広く啓発しまして、機会あるごとに情報を発信して地域の文化活動の交流を図っていききたい。そして、そういうものを各種事業に生かして、旭市の市民としての一体感を高めていききたいと思っております。

先日も旭市文化祭で、旭市、それから飯岡町、海上町、干潟町と全部の文化祭を拝見させていただきました。それぞれの地でそれぞれ特色ある活動をなさっていらっしゃるということを見させていただきまして、またこれがお互いに交流して、その中から新しいものが生まれれば、素晴らしいのではないかとも思った次第でございます。

3番目の学校教育、生涯学習への取り入れ、取り組みについてでございますが、学校では生活科や社会科、総合的な学習の時間あるいは社会科見学の授業に歴史的な文化財や文化施設の見学、そういうものを取り入れております。大原幽学記念館など市内の文化施設等を小・中学生が訪れまして、そこでいろいろ見学をする、活用することは大変有意義であると思っております。

また、授業のための教材としまして、新旭市の3・4年生が使用する社会科副読本の「わたしたちのまち」というもののの中にもこれを取り入れまして作成して、学習に生かしてまいりたいと考えております。

また、生涯学習への取り入れ、取り組みについてですが、生涯学習は市民一人ひとりが自発的に学び、相互に教え合い、学んだ成果を社会に還元するという目的実現のために、ひまわり歴史講座、ふるさと歴史講座、高齢者大学など、郷土の歴史や文化を自ら選択して学ぶためのそういう情報提供をしていきたいと考えております。

4番目の歴史と民族特集号の今後の発刊についてでございますが、歴史と民族特集号は干

潟町で年１回発行されまして、先ほども金杉議員からございましたように５号まで発行されているということでございます。同じように旭市の文書館では「旭の風土と文化」というものを発刊しておりますが、これは現在201号まで発刊されております。

これらは、地域の歴史や伝統文化、文化遺産などの内容について研究された貴重な資料でございますので、それを基にしまして、どのような冊子にするか文化財審議会等で協議し、意見をお聞きしまして、市民の皆様が分かりやすく、みんなが読みやすいようなものにいたしまして発行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 私の方からは、２番目の快適でうるおいのあるまちづくりについて、（１）万力亀城堰周辺の環境美化対策についてご回答申し上げます。

初めに、自然保護の立場からでございますけれども、亀城城址ということで周辺をすべて見て回ってまいりましたけれども、あのような水辺は、地域の生き物あるいは地域の人たちにとって大変貴重なものでございまして、皆様ご存じだと思いますけれども、ビオトープという言葉で学校をはじめいろいろな地域で水辺が保護されております。

ということで、議員のお話にもありましたけれども、大変マコモが増えておりまして、あれは汚泥等がたまって水位が下がってしまったためというふうに思われますけれども、鳥もちょっと入れないような状況になっております。ただ、景観上も非常にいい場所なんですけれども、非常に残念なことに、付近は不法投棄あるいは野焼きが非常に見受けられるということでございます。また、水源となっております大地の部分には廃棄物が大量に投棄されているという状況も見受けられました。環境課といたしましてはまず初めに不法投棄防止等の看板を設置したいというふうに思っております。

それから、議員がおっしゃられるように、私も初めて見たんですけれども非常にいい場所ですので、付近の住民の中から環境美化の強化地域として不法投棄の監視員等も増員して対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 万力亀城堰に関する２点についてお答えいたします。

まず、国からの払い下げについては、昨年４月１日付で鍋木地区の法定外公共物とともに国から譲与されております。

次に、今後の利用計画ですけれども、新市建設計画では公園として整備したいというふう

に意向を示したわけですがけれども、現時点では具体的な決定には至っていないというような状況でございます。約3.7ヘクタールの面積を持つ亀城堰は、雨水や地域排水を秋田川へ流すための調整池として今役立てているわけなんですけれども、そういったのが現状であります。あの広大な自然を有効利用するための方策を関係する課と協議しまして、また地元の皆様にいろいろと意見を聞きながら進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 67番、金杉佐久治議員。

○67番（金杉佐久治） 再質問します。

第1点目の大原幽学遺跡を中心とした今後の利用方法、活用方法であります。市長から前向きなご回答をいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど同僚議員の質問にもありましたが、観光の拠点あるいは自然保護の拠点とか、やはり拠点づくりをして、そういうことになりますれば、大原幽学の史跡は文化の拠点にしても恥ずかしくないというような感じを持つものでございますから、ぜひそういう形での今後の取り組みをお願いいたしますし、拠点づくりについてのお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それと、このPRをこれからやることで、大原幽学先生に関するビデオや映画もできております。こういったものを集会だとか集まる機会にぜひ皆さんに披露していただいて、今現在、議員は70人近くいるわけで、ほとんどの皆さんは大原幽学史跡は来られていることと思います。ですからそういう形で、やはり市民の皆様方にもこぞっておいでをいただいて、歴史を認識していただくというような方法で今後もお願いできたらというふうに考えておりますので、その点もよろしくお願いをします。

それと、2の文化交流については神子議員ともかち合うので結構です。

お願いをできれば、児童・生徒にもこういった施設を見せるというか、勉強する機会を作っていただきたい。特にハイキングだとか遠足等、快適な場所でもありますから、ひとつ学校教育にもそういう形で今後とも積極的に取り入れていただければありがたいというふうに考えておりますので、その辺についてもこれからの考えをお聞かせいただけたら幸いだと思っております。

それと、最後の文集の発行であります。これは干潟で今5号を出しまして、非常に大勢の皆さんから喜ばれております。だから、こういった貴重な資料づくりはぜひ今後も続けていただきたい。そして、市になったんですから、やはり大原幽学だけでなくいろいろな交流

の場を作るという意味からも、今後の取り組みということにつきましては十分に検討いただきまして、今以上の冊子ができたら幸いだと考えます。現在もページ数は70ページ余りで立派なものが5号出されておりますし、6号は近々発刊の運びというようなことも聞きましたけれども、今後につきましては、どうぞ市内全域の文化に関すること、あるいは歴史等も取り上げて、今後とも取り組んでいただきたいと考えます。

それと、快適でうるおいのあるまちづくりの件ですけれども、実際、現在この周辺ははっきり言ってあまりいい環境ではありません。辛うじて大きな問題がないだけ幸いかと思うわけであります。一時、旧干潟町でも看板等を取り付けてやったんですけれども、1年しないうちに取り壊されたり、台風等で倒壊をしたり、目下看板が立っているのは1か所です。だから、そういった面でもう少し看板等も取り入れていただきたいし、また監視員等にもお願いをいたしまして、週1回なり、あるいは定期的に回っていただけるような、そういう方法もお願いしたいと思います。

事実、地域のある特定のボランティアの方であります、積極的にごみ収集に取り組んでいる方がございます。その方は老人であります、重機等も持っておりますので、周辺の道路を直したり、あるいは捨てられた草や枝をかき分けたり、道路が通りやすくなったり、見づらくないようにということで真剣に取り組んでくださっております。やっぱりこれは市もそうですけれども、こういうボランティアの方もいなくてはなかなかきれいになりません。こういった積極的に取り組んでいる、ボランティア的に奉仕をされている方にはある程度、表彰するような、そういうことも考えたらどうかというふうに私は考えるわけですけれども、その辺のことについてももしお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それと、最後に公園の今後の利用法です。これだけの広大な土地ですから、これはいろいろな利用法が考えられると思いますが、ただ金をかけてやったからいいということでもございません。先ほども申し上げましたけれども、できれば、かつては白鳥が訪れた湖でありますから、ぜひそういう環境を作っていただきたいと、そう考えるものであります。

そのためには、今埋まった土砂を、湖面は汚泥、土砂ですっかり埋まっておりますから、水をためる余裕もないような、そういう状態になっておりますし、そのためにガマの穂が繁茂して、昨年度は周辺部落からも苦情が出ました。何とか汚泥をさらってきれいにしていただけないかという陳情もありました。この湖面は水はもう幾らもたまっていないわけですから、冬場に干せばこれは十分乾かして重機も入るわけであります。だから、その辺の考えはどうかということと、やっぱり水鳥のすめるような環境づくり、これも一つの環境の拠点に

していただけたら幸いと思う次第ではありますが、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 金杉佐久治議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、金杉議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず大原幽学記念館でありますけれども、本当に市の文化の拠点としてこれからも整備をさせていただきたい、そのように考えております。

そこで今思いますのは、ちょうど大原幽学記念館の所にある、当時、大原幽学先生が指導して作られた田んぼ、それが現在休耕田として物が作られていない、そのようなお話も伺いました。その田んぼを何とか活用して当時の先生の指導を後世に伝えていきたい、そういった動きが地元の皆さん方の間に起こっているそうです。ですから、そういったものも少しそういった皆さん方と一緒に活用ができれば、そんなふうに考えております。できれば小学生、中学生あたりに手で苗を植えていただいて、収穫の作業も全部手でというわけにはいかないでしょうから、そういった点はある程度機械を利用しても、当時の田植えの様子あるいは収穫の様子等がその辺の中から伝えることができたなら、そんなことも考えておりますし、同時にあそこには旧林邸があって、そういった意味では昔の住まいというものもそこに拝見ができるわけですから、そういったものを生かしながら何かイベントができないのか、そんなことも今考えておりますので、またいい方法等ございましたらご指導をいただけたら、そのように思います。

それから、亀城堰でありますけれども、先ほど建設課長が申し上げましたとおり、担当の課とよく相談しながら、今後こういった形で生かしていったらいいのか、その辺を十分検討させていただいていい方法を講じたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 亀城堰の関係でお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、あのような貴重な堰につきましては、地域の皆さんのご協力が得られなければ、とても市ではやり切れないということになりますけれども、看板の増設につきましては現在作成中でございますので、でき次第、ご希望の数によって設置をしたいというふうに思います。

それから、表彰の関係ですけれども、環境課サイドの方で検討させていただきたいと思いますが、お名前の方ですけれども、戸村さんという方で間違いないでしょうか、違いますか。

（「ほかにもいる」「そういうことはここで聞く必要はないだろう」の
声あり）

○環境課長（堀川茂博） 承知しました。それでは後ほどお伺いしまして、戸村さんとはちょっとお会いしてお話したんですけれども、その２点について以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 学校教育に取り入れてということでございますが、先ほどもお話ししましたように、生活科とか社会科とか総合学習の時間、またそれに絡んでの社会科見学、それから歩いても距離的にはそんなに遠くないと思いますので歩き遠足とか、いろいろな面でこれから、大変いい場所であると思いますので教育の方で活用させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 67番、金杉佐久治議員。

○67番（金杉佐久治） 要望を兼ねて一言申し上げます。

我々僻地と言われるような偏ったところの意見を懇切丁寧に聞いていただきましたし、また前向きに取り組みをいただけるような、そういう確約もできましたので、これは今後の推進に期待をする次第であります。

それで最後であります、亀城堰の方です。差し当たってごみの問題と、あとは冬場にガマの穂が散って困ると、これはかなり切実な問題も含まれておりますので、その辺をもう一度現地に行かれまして、また周辺の皆さん等の話を聞かれまして、今後早急な対策をお願いできたらというふうに考えておりますので、これは回答は結構です。私からの要望ということでお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（林 正一郎） 金杉佐久治議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 正一郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日11日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時49分